

午前九時〇〇分開会

○議長（高野正君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 諸報告を行います。

監査委員から例月出納検査及び平成29年度第3回随時監査結果の文書報告を受けています。お手元配付のとおりです。

日程第2 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

2番、谷議員の質問を許します。2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問に入らせていただきます。

まず、日高港浜ノ瀬地区港湾計画の変更と海岸侵食・高波対策についてであります。

この問題については、かねてより繰り返し質問している問題ではありますが、年度当初に当たり、現在の進捗、今後のスケジュールについてお伺いする質問でございます。

先日の全員協議会でも担当課より説明を受けましたが、いよいよ具体的なところで、県・町・住民が望むある程度の目標が見えつつある状況にあると感じております。これまでの県や我が町においても、かなりの労力、時間を割いて対応に当たられておること、改めて感謝申し上げます。

現在、行政手続が主なところであり、港湾計画変更に向け、議会後には地方港湾審議会も控えるというところであると聞きしております。さらに今後、抜本的な対策に向けてというところであると理解しております。

現場においては、パラペットのかさ上げ工、海岸の消波ブロックの崩壊部分への新たなブロックの積み増しをしていただいております。抜本的な対策に向け、また現場についても対応いただいているものと思いますが、これまでも繰り返し質問してきており、我々はこの問題の本質を見なければなりません。当然、当初より抜本的な対策こそが住民を含め、町としても望むものであります。しかし、残念ながら抜本的対策に向けた動きとしては、その多くが時間的なところも含めて行政手続に充てられることは事実であります。また、現場についても対応いただいていることは感謝いたしますが、パラペットのかさ上げ、消波ブロックの積み増しなど、本当の意味での住民の望むものではないということでもあります。

今ほど申し上げた行政手続、また現場への対応、行政の性質上、いたし方ないところも理解はいたしますが、それが対住民になったとき、その思いというもの我々はいま一度理解すべき事柄であると思います。事業が着工され、現場が動き出す時間、動いて完成を迎えることと想像すると、現在の時間の使い方を見れば不満を覚える住民がいることも

当然であると考えます。

以上を踏まえて質問をいたします。

1つ目、港湾計画変更に向けて、あるいは抜本的対策に向けての現在の進捗状況、また、今後についてのタイムスケジュールについてお伺いいたします。

2つ目、パラペットのかさ上げの継続及び現場への今後の対策があればお伺いしたいと思います。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。

谷議員の日高港浜ノ瀬地区港湾計画の変更と海岸侵食・高波対策についてお答えいたします。

1つ目といたしまして、港湾計画の変更、抜本的対策に向けての進捗状況、今後のタイムスケジュールでございます。

浜ノ瀬海岸における侵食・高波対策、振り返ってみますと、今から約3年半余り前の平成27年第2回定例会での議員からの一般質問でございますが、その当時、「日高港湾全体的なことを考慮すると、かなりの労力・時間を要するものであるが、その分、現場への対応がおくれていく要素でもある」と危惧されていたと推察いたします。議員からの「現在の時間の使われ方、住民の思いを我々もいま一度理解すべき事柄である」とのお言葉、地域住民の皆様の中の心を如実に表現されているとともに、当時危惧されていたことが今現実となろうとしていることをご指摘されているものと理解いたします。

これまでの間、地域住民の皆様は台風が来るたびに高波の脅威を感じ、平成26年8月以降、浜の姿を眺めるたびに海岸侵食のさらなる進行を想像されていたと推察いたします。この侵食・高波対策、後ほどその進捗状況などにつきましてご答弁申し上げますが、ようやくスタートラインに立ったとは思ってはございません。私といたしましては、まだまだ、そしてこれからです。平成31年度の事業着手に向け、今まで以上に強力に地元として国・県などあらゆる方面に働きかけを行います。

さて、1点目のご質問である現在の進捗状況、また今後のスケジュールについてでございます。

日高港浜ノ瀬地区において規定されている防波堤の延伸や物揚げ場の拡張などといった通称日高港湾第2期計画と言われる部分に関し、来る3月23日、和歌山県地方港湾審議会におきまして、その変更が審議される予定となっております。明けて平成30年度の上旬以降、侵食・高波への抜本的な対策となる離岸堤の建設に向けた国への概算要求といった手続を粛々と進めていく予定であると県より伺っているところでありまして、その過程におきまして、当然、地元関係者との調整も含まれているものと解釈しています。万事順調に進んだといたしまして、平成31年度が事業初年度となり、測量に始まり、基本設計や詳細設計などといった各種業務が県より実施されるものと予想してございます。

2つ目でございます。パラペットのかさ上げや今後の現場への対応でございます。

県が平成27年度より施工してきているパラペットのかさ上げにつきましては、平成30年度におきましても引き続き実施して下さることとなっております。

次に、それ以外の現場への今後の対策があればとのことですが、離岸堤の進捗に合わせて今の浜の姿、状況を今後どうしていくのかなどといったことも検討していかなければならないものと認識してございます。これまでの間における和歌山県のご尽力に対し、この場をおかりしましてお礼申し上げますとともに、今後のさらなる推進をお願い申し上げ、町としても最大限の協力をお約束する次第でございます。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 今、町長のほうから答弁いただきましたけれども、私の質問の趣旨はおおむね理解いただけている答弁であったかと思えます。現在の現状、それから今後に向けて、あるいは現在の住民の心情といったところを十分理解いただいているものと思えます。

今、答弁として、スタートラインにも立っていない、まだまだこれからなんだということも町長言われましたけれども、私が今回、今使われておる時間を行政手続という表現で質問させていただきましたけれども、抜本的対策に向けた手続であることは間違いのないと思います。ただ、現実として、現在やっているのは計画変更の手続でしかないわけですよ、これ。その手続とか各省対応というのは、かなり高度な行政手続であることは理解しております。そこへの感謝も、先ほど言いましたけれども、私自身も、当然同じようにしております。

私もいろんなところで現状を説明する機会もあるんです、いろんな説明の仕方です。例えば、それこそ今の時間をどのように説明したら住民さんに納得いただけるかとか、そんなこともいろいろ考えながら説明するんですが、それと私から見ていると、行政側の苦労もいろいろ見えたりするものですんで、そういったことも織りまぜながら伝えようとするんです。ただ、現状を皆さんに説明する上で、まず響きません、今の状況をどれだけ説明したところで相手さんには残念ながら響きません。やっぱりそれは、そもそも住民、別に漁業者でもいいんですが、計画変更を望んでいるという人が誰もいないからです。かといって、この計画が欲しいわけでもないんです、住民からすると。住民が計画変更してくれと言っているわけではないですよ。当然、漁業者が計画変更してくれと言っているわけじゃないですよ。かといって、置いといてくれと、私、誰からも言われたこともございません。当然、視点の違いなんでしょうけれども、やはり望むものというのが抜本的対策でしかないんです。このことは、これまでここでも言うてきてるんで十分理解いただいていると思えますけれども。

住民心情をとっていえば、もっと踏み込んで言えば、本当は離岸堤なんか要らないんですよ。誰も浜ノ瀬の前の海の中にこんな構造物、本当はつくっていらぬはずなんです。漁業もありますし、住民からすると、景観というところも含めて、本当は対策なんか要らないんです、これ。ただ、現実を見たとき、やはり波の脅威があるわけで、これを

どうにかできるというのが行政でしかないんです。波が浜を侵すことなくきれいな状態があり、波の脅威から住民を守る、この担保をできるのは、これはやはり行政しかないわけであり、過去から今までのことも含めて、これは間違いなく行政の責任です。住民の思いからすると、「はよせえ」と、それだけです。この場でも何回も言うてますけど、「はよせえ」と。ね、町長。

今、スケジュール的なところを答弁いただきましたけれども、計画変更については、この23日ですか、審議会です承されるものと私も思っていますけれども、町長にもぜひ対応はひとつお願いをしておきます。

今後、いわゆる離岸堤の建設に向けて、30年度上旬には概算要求に向けて手続が始まるということです。もっと言ってしまえば、5月ですね、近畿ヒアリングが始まります。6月には国交省、その次は財務省、こういう形で進んでいくわけですが、31年度の事業開始に向けた動きとして。となってくると、やっぱりこの時点である程度、こういうもの、離岸堤といっても、いろんな形もあるでしょう、やり方もあるでしょう。ある程度こういうものをつくるという前提での動きになってくるということですね。

ただ、やはりそこでどういったことが我々心配になってくるかといえば、果たしてどういものがなされるのか。離岸堤というのはわかっています。基礎検討業務の中でいろんな形でシミュレーションもされていましたが、いわゆるよく見る一般的なブロック、それを積み重ねたものがありますね。それをイメージしたときに、果たしてそれでもつのかどうかというところ。シミュレーションといいますが、そもそもそんなもん200mで足りるかとか、周りの影響はちゃんと調べてるのかとか、環境に影響はないかとか、今後の副作用とか、係船がほんまにそうなるのかとか、波の消波効果はそんなにほんまにずっと保ってられるのかとか、漠然とした不安は私自身も持っているんです。はっきり言うて、あんなもん、あんまり信用もしていませんけれども、まあいいんですけれども、果たして今言った工法がそれでもつのかどうか。シミュレーションといっても、あくまでもその離岸堤がそこにあることが当然前提でいろんな数字も出てきていると思いますし。それがあれば、高波・侵食に対して効果ありということですね。

ただ、やっぱりここで思うんです、ほんまに大丈夫ですかと。例えばよく見ますけれども、皆さんも見るでしょうけれども、私もこういう問題を取り扱っているんで、海沿いを走っていると離岸堤は結構多いんです。でも、はっきり言うて、どれももうがたがたになっていませんか。効果があるのかわからないのかわからんようなものまで放ったままであるような現場もたくさんありますしね。もうあんな、まして景観というものもあつたもんじゃないなというようなものまで。そんなのが結構多いんです。町長も見られませんか、がたがたになった離岸堤、よく。

それが、我々が目の当たりにする浜ノ瀬のあの波の力を前提としたときに、ほんまに大丈夫かというのが、我々現場サイドというか、住民にしたって、漁業者にしたって、これは共通の認識です、ほんまにそんなんで大丈夫かというのは。最初から、当然今でも、そ

なんなんでもつんかというのは、いろんな意味で、崩れるだけでなく、漁業への影響も出るかもわからない。また、ブロックもごろごろ動いて、いろんな意味で悪さをするようになるかもわからない。崩れ方によっては、現場を考えたら、横に港もありますし、航路への影響もあるかもわからない。

今もちょっと言いましたけれども、その崩れたさまを見たときに、環境もそうですが、景観の影響はもちろん、当然効果はあるのかとなってくるわけです、想像で申しわけないんですが。ですので、よっぽど考えられたものをつくらんと、というのは最初からの認識です、私らは。そういったことを一つ一つ考えていけば、ひょっとすると切りがないかもしれません。でもやっぱり、その一つ一つが不安とか不満になっていくわけです、住民とすれば。

そういった意味でいくと、あそこの波を想定した場合、離岸堤そのものがより強度を持たせたものにしなければならないと思います。また、景観にも配慮されたものでなければならぬ、そういったことが言えるのではないのでしょうか、考え方として。概算要求の時期も迫るタイミングでもあるので、あえて申し上げているところでもあります。

そこで、ちょっと質問をいたします。

1つ目、まず、早くという視点から質問しますが、先ほども言いましたが、30年度が主に概算要求に充てられる、これ1年。31年度、設計・調査プラス32年度に向けての概算要求、これ1年。32年度、いよいよブロック製作を開始。これどれだけの数をつくれるんかもわからん状況だと思います、予算もいろいろあるので。現場は200m1基の離岸堤を想定すると何百、下手すると大きさにもよりますが、千という数字も見えてくると思います。これ勝手に考えているんですが、ある程度の数をつくりながら、現場への据えつけもしながらということになると思うんですが、仮に年間何千万という予算をいただきながらと想定しても、まあなかなか進まないでしょう。

ここで何回も言うてるようなことですが、当然、現場が動き出すのに何年かかるんですかと、改めて私言いたくなってくるんです。今でもこういう空白の期間、空白というか、厳密に言うと空白ではないんですけれども、それはわかっていますけれども、今の時間をかけて現場が動き出す、町長、ほんまにそんなに時間かけてそこへ向かっていくんですか。ほんまにこの1年、概算要求の時期の1年、ほんまにそれだけにしますか。来年、ほんまに調査設計に1年かけますか。ブロックをつくるのに、その後の1年かけて、据えつけ1年、また、ブロックの製作に1年、据えつけに1年、当然予算の都合という話になるのはわかっていますけれども、やっぱり町が考えるあそこの対策として、ほんまにそれぐらいのタイムスパンでやっていくことがいいと思っているんですか。ほんまにそんなに時間をかけてしていくんですか、これから。そこちょっと改めて見解を下さい。

それから、2つ目、想定している離岸堤、一般的なブロックをイメージすると、先ほどから言っているとおり、余りにも頼りなく感じます。果たしてそういうものでいいのかどうか。当然県の考えというくくりにもなるでしょうけれども、町の考えをお聞きいたしま

す。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員の再質問でございます。

1点目、議員おっしゃるとおりでございます。平成30年度という形の中で概算要求、そして31年度から事業初年度という形の中で基本設計等々という形でございますが、予算の関係もでございますが、私といたしましても、議員とその辺は当然同一でございます。1年でも早くというか、逆に言えば、平成30年度の中で、また予算の獲得というような形の中で、絶対できるとは、私、ここでは言えないですけれども、平成30年度ですけれども、概算要求とともに、予算の獲得の中で前倒しという形もできればなということは思っております。ただ、ここで「絶対できますよ」ということは、それはご了承願いたい、このように思っております。議員おっしゃるとおりでございます。

私自身も、谷議員のお気持ち、そして地域住民のお心に沿うような形の行政ということで今後も取り組んでまいりたいなど、このように思っておりますので、逆にまたよろしく、何というんですか、バックアップというか、その辺もお願いしたいなど、このように思っております。

2つ目が、離岸堤は大丈夫かというような形のご質問でよろしいでしょうか。

私自身、技術的なことはここで申す立場ではございませんが、いろんな形で、もちろん、設計屋のいろんな実務を挟んだ中の設計というような形でございますので、やはりその方向でしていかざるを得ない。また、逆に、美浜町の黒潮踊る太平洋だけじゃなくて、いろんな形で、国にしたって、その辺の何というんですか、実際やっていますし、シミュレーション等々もあろうかと思っておりますので、その辺も含めた中で、ただ、何もかもそうなんですけれども、万全という言葉は、なかなかここでは言えないかと思うんですけれども、当然のことながら、その方向で私自身もやっていってほしいということは改めて向こうのほうには要求・要望もしてまいりたいなど、このように思っております。

議員おっしゃるとおり、事業主体ということでいえば、町の方からいろんな形で要求・要望した中で、県のほうも、議員もご存じのとおり十分検討しているという形の中で、その検討の中へ、町のほうも、またいろんな形で要求・要望という形で今後も取り組んでまいりたいなど、このように思っております。

以上です。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

2つ目の離岸堤について、浜ノ瀬のあの波の脅威と比較すると、本当に離岸堤、消波ブロックで大丈夫なのかというご指摘かと思います。

今まで和歌山県さんのいろんな調整の中で、具体的に何tの消波ブロックをどのような形で据えつけていくという、そのサイズないしは断面的なものというのも具体的には示されてございません。議員ご指摘のとおり、40tのブロックで大丈夫なのかどうかとい

うところも全く今のところでは定かではございません。あくまでもイメージの世界だと私自身思っております。今後、予算がついてきて、基本設計業務のあたりで、当然県はデータのなものからブロックのサイズとかを決めていくと思われま。その過程において、また、谷議員を初め議会の皆様にはそういう数値的なデータも情報提供させていただきなながら、離岸堤の詳細については説明させていただきたいと思ひます。

また、平成30年度においても、ご指摘のように、私どもから逆に、どれぐらいのどんなものというお話は積極的に担当課として県に働きかけていきたいと思ひてござひます。

以上です。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 当然、町長も言われておる早くというところ、県の感覚を見てみると、やはりある程度のタイムスケジュールの中で、決まったことを決まったようにという進み方にも見えなくもないので、このあたりはもう少し検討も、視点を合わせる必要があるのかなと、私の個人的な活動も含めて、そこはお互いに協力しながらやっていければという感覚でおります。

それから、ブロック等々についても、詳細についてはこれからというところであることは理解しております。そのときに、今我々がイメージするものより、やはりもう一つレベルを上げて現場で考えていかなければならないと、少し危機管理に似たような感覚も私持っております、どういったものがなされるかというところについても。

では、次に、1つ目の質問の話にもありますけれども、要はこの期間どうやってこの浜を守っていくのか、当然景観の話も含めて。波の脅威から住民を守るということは、これ第一義的な話であることは間違いはないと思ひます。しかしながら、住民心情をとつても、やっぱりあの浜がどういう状況にあるかということ是非常に大きな問題です。当然これまでの経緯をたどつても、今の浜の状況をちょっと想像していただければおわかりでしょうけれども、当然これまでいろんな議論があつた上で、蛇かごや土どめ、消波ブロック、しゅんせつ土を入れたこともあります。パラペットのかさ上げも入れましよう。その結果こうなつておると思つたら、やっぱりこれ本当に今までやってきたことがよかつたのかどうかという議論になりますし、住民も、あれのほうがええ、これのほうがええという想像の中でいろんな話もされてきたでしょうけれども、当然専門性は行政の方のほうがお持ちですよね、町長。その専門職の方々が考えてやってきた結果がこれですよ、この今の浜なわけです。この状況です。

この間、冗談半分、本気半分ですけれども、「パラペットがどんどん高くなつていつてゐる。これ、谷、臭いもんにつたしてあるみたいやな。前の汚い浜を見せんために壁を高くしてんねやろ」と、冗談も半分ですよ。ただ、うまいこと言われたなとか、当然そういう意味ではないんですが、要は前の浜をさわりにいつたら、いろいろ予算もかかる、いろんな理由がありながら、結局やっぱりこれパラペットのかさ上げしかなくなつてくるわけですから。だから、あんまり意味の違いを、その会話の中で発想をよう飛ばさんかっ

たんですけれども、当然その言葉だけを聞いてここでこう言うてるわけでもなく、この問題の当初からは、景観についても私はずっと言ってきたつもりです。

仮の話で申しわけないですが、前浜の状況が今みたいに仮に荒れていなければ、ここまで声は大きくないはずで、はっきり言うと。きれいな状態で今も仮に保たれておるとしたら、私もここまで言っていないでしょう。それぐらい地域住民にとっては、あの浜の姿がどうあるかというところは、波の脅威と同じぐらい、波の怖さと同じぐらいの考えの位置にあると考えていただいたほうがよろしいと思います。

景観という意味においては、どのような形で今後考えるかということになってこようかと思います。それが仮に消波ブロックの並ばないきれいな浜を考えるか、あるいは構造物を用いてその環境を整備するのか、これ考え方はあると思います。私、考えるに、ほぼこの二択です。少なくとも今の状況のまま放置する考えを持つとするならば、それは行政だけが持つ考えでしょう。何か対策を講ずるとしたときに共通して言えることは、人の手を入れて整備が要る、多額の費用が要る、この2点です。でなければ、この浜が住民の思う浜になることはないでしょう、波がとまったとしても。ひいてはこの問題が解決することもないでしょう。

そうした考えからいくと、概算要求のタイミングもあります。浜の整備も、前浜の状況のあれを改善する整備も、同じ事業として計画に盛り込んでいただくとか、別事業のほうが高いとかそんな事業があるんでしたら、それでも結構ですけども、少なくとも今の段階で机上に上げて議論すべき話ではないでしょうか。事業でいうところの国のほうのメニューも見ると、保全施設に関する補助もありますし、あと海岸環境整備、こういったものに充てられているメニューもありますし、十分対象にも入ってくるのではないかと思います。

今の段階で、この前浜の整備についての話を県に本格的に上げていただく、このことを、この場をかりて要望いたします、県が主体ですので。町の考えになろうかと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員にお答えいたします。

いろんな形で谷議員のほうから、地元の住民の方々のお心というんですか、お気持ち等々、心中ということでお伺いいたしました。本当にそのとおりでと思います。そういった形の中で、いろんな事業等々ということも谷議員のほうからお話もございました。

町といたしましても、でき得る限りそういった地元のお気持ち等々も勘案しながら、県のほうにいろんな形で要求、また要望ということでしてまいりたいなど、こんなふうにしてございます。

以上です。

○議長（高野正君） 副町長。

○副町長（笠野和男君） 単に波の対策ということだけでは解決できないというご要望が

ありますので、その辺も含めて、今後、事業の中で、いろんな形でそういうことを町の要望として伝えていくという努力をしていきたいと思えます。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 次の質問にいけますけれども、現状でいくと、何とか離岸堤をというところで、やっところまで来た経緯もございます。プラス前浜の整備というところで、少し厳しい展開も想像もできますけれども、先ほど申し上げたように、この浜の整備なしに解決できる話でもありません。何とかそこに向けて動きお互いに、協力しながらぜひ取りましょう。どうぞ今後の対応もよろしく改めてお願いを申し上げます。

次の質問にいけます。我が町の地方創生事業についてであります。

現在、キャンプ場周辺、三尾、吉原運動公園と、さまざまな形で我が町の地方創生事業が進められております。現在、ハード整備についても各所完成に向け対応に当たられているところであり、今後いよいよ運営が開始されていくわけであります。

振り返ってみますと、初めに総合戦略を考える段階があり、西山統括官に当町においていただき、役場若手によるプロジェクトチーム発足、ABCプラン、各所協議会や部会ができ、その間、交付金や現場対応等さまざまな形で進められてきたわけであります。当然、事務的にも、各現場においても、さまざまなご苦労があったことと思えます。そういった意味での困難やハードルは今後も続いていくとも想像できますが、地方創生の意味を考えると、非常に困難であることは当初より議論されてきた上で現在の地方創生事業が進められてきたわけであります。そういった意味からいくと、今後の展開がまさしく行政が評価される対象となっていくわけであります。

さらに、西山統括官の任期も迫る段階にあります。いま一度、町として、この2年間を振り返る機会として、さらに今後の体制や考えを整理するタイミングでもあると考えます。

以上を踏まえて質問します。

1つ目、町長として、これまでの我が町の地方創生事業として進められてきた各プランや進み方、現在の進捗状況など、全体的なところで結構ですので、これまでを振り返っての所感、また、今後について町長としてのご見解をお伺いします。

2つ目、ただいま申し上げたとおり、西山統括官の任期も迫る段階にあります。当町に來られての体制づくりや交付金獲得や現場での対応、その能力を十分に発揮していただいたと一議員としても思う次第ではありますが、町長として、西山統括官に対するご所感がございましたら、お聞きしたいと思えます。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 谷議員の2点目でございます。

我が町の地方創生事業のご質問で、1つ目といたしまして、これまでの地方創生事業を振り返っての私の所感でございますが、これまでの地方創生事業、プロジェクトABCにつきましてお答えいたします。

まず、1つ目といたしまして、プロジェクトAは、平成28年11月から、若手職員に

よるアンテナショップMIHAMAのプレオープンを経て、今年度4月からは防災企画課のもと本格的に始動し、ほぼ毎週日曜日に開催してございます。7月からは地域おこし協力隊が赴任し、その活動により、当初より出店者もふえており、特産品の販売、特に松ブランド品の販売場所、住民交流の場として今後も継続していき、煙樹ヶ浜の活性化を図りたいと考えてございます。

続きまして、プロジェクトBは、吉原公園周辺を整備し、多世代交流や子育て支援を目的として進めてございます。林内遊歩道等の整備を一部繰り越しますが、今年度中にほぼ完了いたします。来年度は各種ソフト事業を展開し、年代を超えた交流の場につなげたいと考えてございます。

プロジェクトCは、カナダミュージアム、ゲストハウス、レストランなどのハード整備はほぼ完了しますので、運営に向けて準備していきます。今後は、移民文化継承のため、英語版「語り部ジュニア」の育成やカナダとの交流、アメリカ村タウンウォッチングコースの開発、旧三尾小学校を活用しての区民交流イベントなどソフト事業を展開し、移民文化を後世に残すとともに、地域全体の活性化につなげたいと考えてございます。

Aにつきましては地域おこし協力隊、そしてBは協議会の設立、また、Cにつきましては協議会設立に加え、地元組織の設立など全てにおいて一からの事業であります。予想を上回る結果であり、住民皆様のご協力のおかげであると大変感謝してございます。

一方、担当課においては、西山統括官が行ってきた国への補助金申請や折衝、要望の事務手続、地元との調整など担当課職員に伝承できており、西山統括官に総括的に指導を仰いできたと伺ってございます。

今後につきましても、人口減少に歯どめをかけるとともに、雇用を創出し、地域の活性化につなげていくため引き続き地方創生事業を継続していきたくと考えてございます。

2つ目でございます。西山統括官に対する所感でございます。

先般の私の施政方針の際にも、地方創生事業の立ち上げに奔走していただいた西山地方創生統括官には大変感謝していると申し上げましたが、改めまして統括官には随分とお世話になりました。感謝申し上げます。

振り返ってみますと、内閣府の地方創生の人材支援制度にのっとり、たしか2年前の3月議会開会中だったと思いますが、西山統括官とお会いしたのが最初だったと思います。私とすれば、財務省のキャリア出身の方で、どのようなお方だろうかと期待と不安の中、お会いいたしました。その中で、当町の立地条件や町の現状、そして、人材支援制度で美浜町は地方創生を担当していただける中心的な方を求めているが待遇面では余りよい条件は出せないとお話をさせていただきました。

一方、西山統括官は、以前、信州大学で教鞭をとられ、地酒の販売だったのか、携わったこともあり、ぜひ現場での仕事をしたいとお話をいただきました。そうしたことで、平成28年4月から美浜総合戦略に基づき地方創生の中核を担っていただきました。統括官には、おか目八目といった外からの目線でアドバイスをしてもらいたい、そして「郷に

入れば郷に従え」は大切だよとお話をする中、さまざまな視点でプロジェクトABCを立ち上げてくださり、まさに美浜の地方創生の礎を築いてくださいました。また、国のほうへの要望等の際にも、統括官の今までのご経験でご尽力をいただきました。統括官が汗をかいてまいってくださった種を大きく育て、花を咲かせ、実を結ぶよう努力したいと考えます。

統括官には、改めまして心から感謝申し上げておる次第でございます。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 今、町長のほうから統括官に対するご所感をいただきましたけれども、私も一議員として、これまでの統括官のご活躍に改めて敬意を表するところでございます。

地方創生について、細かいところはまた議案でいろいろとしたいと思えますし、同僚議員の一般質問でも地方創生についてもありますし、またの機会にしたいと思えますが、統括官、せっかくの機会ですので、前にもどこかのタイミングで、この議場でお伺いしましたけれども、そのときは、統括官の2年後の目標みたいなことを私ここで聞いた記憶があります。その際、いろんな話をさせていただいて、特にこの小さな町に来られていろいろ戸惑いがあったんだと言っていたのが印象的に残っております。

そんな中で、いろいろな苦労の中、我が町の地方創生事業の陣頭指揮をとってこられたことと思いますが、当然、事業としてはこれからというタイミングであります。統括官なりにぎっくりこの2年間を振り返っていただきまして、ご自分で進めてこられたこの地方創生事業について、当然よかったところもあるでしょうし、この町の見えた課題もあるでしょうし、あるいは統括官自身の反省点もあるかもしれませんし、そのあたり、自分なりにご評価をいただければと思います。

それから、統括官の思うところの今後の事業展開や展望あるいは課題でも結構です、今後に託す思いというのもお持ちでしょうし、そのあたり、ちょっと統括官に聞かせていただければと思います。

○議長（高野正君） 地方創生統括官。

○地方創生統括官（西山巨章君） どうも、町長、谷議員から過分のお褒めの言葉をいただきまして、恐縮しております。

平成28年4月にこちらのほうに着任して、あっという間の2年間で、今から思えば本当にすごい凝縮した日々だったかなというふうに思っております。プロジェクトABCの話もありました。特にプロジェクトBとCについては、住民説明会から始まり、協議会の立ち上げ、それから特にプロジェクトCですね、アメリカ村のほうはもう想定以上で、NPOもできてしまったということで、驚きと喜びと今後の不安とか、そういうものも、非常に複雑な気持ちではございますが、あります。

ただ、やはり、まさにハード事業は今年度末で終わるんですけども、仏つくって魂入れずじゃないんですけども、これからが魂を入れる時期、そういう時期に皆さんに後を

託すと、プロジェクトに火をつけた人間としましては非常に心苦しい思いと不安と、あと期待と、非常に何と書いていいのかわからない状況なんです、プロジェクトCにつきましては、NPOもできて、NPOの役員の方々もいろいろ日夜議論をし、また汗をかき、ご苦労されていると聞いております。ただ、プロジェクトCにつきましても、よちよち歩きなんで、これからいろんなフォローをしていかないと、多分これからのほうが厳しい道のりだと思うので、大変だと思います。

プロジェクトBにつきましても、非常に住民の方々が、初期のころは住民説明会で大分批判を受けたりとかして、どうなるんだという思いもあったんですが、ようやく会議に出席される方も固定してきましたし、皆さんすごい意欲的な意見もいただいております。

ただ、プロジェクトCは三尾地区という一つのエリアでの話なので、組織化というのも思いのほかうまくいったんですが、プロジェクトBは、やっぱり吉原地区、新浜地区、もしくは広場を利用するという意味では美浜町全体の話でございまして、住民の方々もいろんな、立場も違えば、昼間仕事をされているということもありまして、組織化というのは非常に難しいところがありまして、私も何度か組織化の話を持ちかけているんですが、これからどういう形が一番、何でもかんでもNPOをつくれとか、一般社団法人をつくれということではなくて、住民の方々が入りやすい形で何らかの地域運営組織というのができていけばいいのかなと思っております。

30分ぐらい話せと言われましたけれども、ちょっとなかなか、まとめて言えることもないんですが、私としましては、本当に何度も繰り返して申しわけないんですが、火をつけた責任、それから、非常にこの2年間、言葉ではあらわせないようないろんな、自分でも経験のない苦労もしましたし、でも苦労はしたんですけれども、住民の方々の美浜町をよくしたいという思い、それから住民の方々とのおつきあひ、これまでに内務省では経験できなかったようなさまざまなこと、特に密な住民の方々とのおつきあひというのができたことは、2年間の苦労を数倍上回る、私としてはやりがいであったというふうに感じております。

あとは、総括しますと、感謝と不安と、それから期待と入りまじった複雑な状況でございますが、とりあえず現状の認識はこういうこととなります。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 質問はもう終わりますが、統括官の今言われた思いや考えというのを今後の事業展開に生かせるよう、一議員としても役割を果たしていきたいと思っております。

統括官も、こちらにいられていろいろな仲間もできたようですし、まだまだ、この日高、美浜にも出入りされることも多くあると思いますし、またそういった折にはいろんなアドバイスや意見を頂戴したいというふうな気持ちでおります。どうぞよろしく申し上げます。

冒頭申しましたけれども、地方創生に関する一般質問もありますし、また議案もたくさん

んございます。そういった対応もあわせてお願い申し上げまして、質問を終わります。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

再開は10時5分です。

午前九時五十四分休憩

——・——  
午前十時〇五分再開

○議長（高野正君） 再開します。

5番、龍神議員の質問を許します。5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） ただいま議長のご許可をいただきましたので、通告に従い質問に入らせていただきます。

インフルエンザによるひまわりこども園閉鎖についてです。

ひまわりこども園で1月15日から18日までの4日間、インフルエンザによる園閉鎖が行われました。園閉鎖は、開園10年にして初めてのことで伺い、私は短時間児では感染症による閉鎖は行われると認識していましたが、長時間児を含む園閉鎖が行われるとは思いませんでした。

地方紙に全園児146人中28人に症状が出て、27人が欠席したことから園閉鎖になったと載っていました。確かに2割近くの園児が欠席となると、その後の園児の体調を考えれば園閉鎖という考えもわかりますが、保護者の立場を考えたとき一概に理解し難いのです。もちろん、子どもたちの感染予防の観点からは迅速な対応だったと思っています。しかし、保護者の中には戸惑いがあったのも事実です。

実は、近所にひまわりこども園の長時間児の兄弟がいます。休日でもないのに昼間、おばあさんがその兄弟の面倒を見ていました。いつもは仕事に行っている時間なのにおかしいなと思うのと同時に、子どもたちもこの時間に何で家にいるの不思議に思っていたら、こども園がインフルエンザにより閉鎖になったことを聞きました。おばあさんが子どもたちを見るために急遽仕事を休んだのです。

私は、長時間保育も閉鎖できるんだと驚き、同時に保護者の皆さんはこの状況下でどう対処しているのだろうととても気になりました。案の定、仕事を休まなければならなかった人、実家に預けて仕事を休まず乗り切った人など、皆さん4日間をそれぞれにご苦労されたとの声をたくさん聞きました。

以前にはインフルエンザがはやったときは短時間児だけ閉鎖したと載っていましたが、働ける条件整備をすることも行政の務めであるとも言われる昨今において、今回早々に園閉鎖の決断に至った考えについて質問をしたいと思います。

1番、基本的に保育園は保育に欠ける子どもの保育が前提になっていると私は思っていますが、10年にして初めての園閉鎖に至った経緯を教えてください。

2番、インフルエンザの拡散防止という観点から園閉鎖に至ったと思われませんが、19日、園閉鎖解除した後、園児たちの罹患状況はどのようなものでしたか。

3番、15日午後から園閉鎖の連絡が急遽保護者にあったと聞きました。それに対し保護者の対応状況はどうでしたか。

4番、保育事業は住民サービスの一環と捉えていますが、町長の見解をお聞きします。

以上4点についてお伺いいたします。

○議長（高野正君） 教育長。

○教育長（古屋修君） おはようございます。

龍神議員のインフルエンザによるひまわりこども園の閉鎖についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、10年目にして初めて園閉鎖に至った経緯を教えてくださいということですが、ことしの冬は例年になく低温の日々が続いたことなどもあり、全国的にインフルエンザが流行をいたしました。

この状況は美浜町内においても同様であり、今回ひまわりこども園もインフルエンザによる感染拡大防止のために園閉鎖を行うことといたしました。

議員がおっしゃるように、長時間保育児に対する配慮を行うことは当然であります、インフルエンザによる感染リスクと長時間児の保育の確保の両観点から鑑みた結果、今回の園閉鎖をとった次第でございます。

2点目、19日の園閉鎖が解除した後、園児たちの罹患状況はどのようなものかというご質問ですが、1月15日月曜日から18日木曜日までの4日間の園閉鎖を行った結果、19日金曜日時点では、15日月曜日から継続した出席停止児が22名いましたが、新たな罹患児はございませんでした。また、登園児には体調不良の様子は見られませんでした。週休日明けの22日月曜日には前週から継続して罹患していた園児が3名いましたが、新たな罹患児はございませんでした。

なお、1月29日月曜日以降はインフルエンザB型が流行し始め、園全体でおおむね2名から4名の園児が入れかわりで欠席する状態であり、3月8日木曜日時点ではインフルエンザB型による欠席は1名となっております。園閉鎖を行うことが感染の拡大を防ぐ一助になったものと思われております。

3点目、園閉鎖の連絡が急遽保護者にあったと聞きました。それに対し保護者の対応状況はどうであったかというご質問です。

園閉鎖については、議員ご指摘のとおり、15日午後に保護者に連絡し、閉鎖への対応を行ったところです。園が把握している範囲では、園の対応に関しての否定的なご意見は確認してございません。しかしながら、保護者の中には急な対応を迫られて戸惑ったり、また苦慮したりしたのではないかとすることも推察にかたくはありません。

今後についても、インフルエンザ感染拡大防止対策にとどまらず、緊急の案件を生じる場合が考えられますが、その都度可能な限りの保育の確保を行うことを基本にしながら、緊急事態には臨機応変に対応していく所存でございます。

以上です。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 龍神議員の4点目でございます。保育事業は住民サービスの一環だと捉えるが、町長の見解はにお答えいたします。

私は、常々子どもたちは美浜町の宝であると認識してございます。そして、その子どもたちが健やかに育てていくための事業の一つとしての保育事業は不可欠なものであると思っております。美浜町で生まれた、または美浜町で育てている子どもたちが健やかに成長し、将来の美浜町を背負っていってくれればと考えてございます。

よって、保育事業が住民サービスの中で重要な位置を占めているという認識には変わりはありません。

○議長（高野正君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 再質問に入ります。

保護者の対応状況については、園の対応に関して否定的な意見の確認はなかったのですが、急遽昼から閉鎖するとの連絡に対し、特に長時間児の保護者の中には大変だったという声を私は多く聞きました。罹患した子どもは病児・病後児保育に預けることができますが、元気な子どもたちは預け先がないため、16日から18日の3日間の対応にも保護者は戸惑ったとのことでした。

園閉鎖は子どもの体調管理ということに加え、感染拡大を予防するという意味では迅速な対応だったと思うし、その結果、無事に感染が抑えられ、大きな成果が出たと思います。

町長は常々子どもは美浜町の宝、また行政は究極のサービス業とも言っておられます。こども園を公設公営と決めた以上、子どもを健やかに育てる事業と働く意欲のある人に働けるよう条件整備を整える事業の両面の意味合いで大切な行政サービスだと思います。

そのように考えたとき、子どもの命と健康を守り、長時間保育の保護者に安心して働ける保育サービスを提供する。理屈では解決策のない相反する2つの目的をいかに保護者に納得して協力してもらえるか、これに尽きると思うのです。

そこで質問いたします。

1、教育長のご答弁では、急な対応に苦慮したことも推察できたのであれば、働いている保護者のために、せめて15日5時まで預かっておくという選択肢はなかったのですか。

2番、今後も緊急事態には臨機応変に対応していくということですが、臨機応変とは具体的にどういうことですか。取り方によってはいろいろあると思うのでお願いいたします。

3番、町長の答弁では、保育事業について子ども側に立った保育事業の見解を述べられているように感じたのですが、保護者側に立った見解も再度お聞きしたいと思います。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（高野正君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 再質問で2点あったように思います。

まず1点目、5時まで預かれないかというお話ですが、時間的なことは預かれると思います。

ただ、その5時まで預かっている間にインフルエンザがうつっていくと。特に小さい子どもたちの場合は体を寄せ合いますね。大きくなれば距離はとりますけれども、小さい子どもほど体を寄せ合って遊びます。そんな中で、うつっていく可能性というのは大変多くなる。ただ3時間、4時間の間にがっと広がっていく可能性というのもありますので、ですから、こういう場合は急遽ということが大変多く出てまいります。確かに議員おっしゃるように、保護者の方々が大変苦慮したというのは十分わかります。おっしゃるとおりだと思いますんですけども、こういった状況というのは、どうしてもあるというふうに思います。

それから、臨機応変の中身ですけれども、やはり伝染性のある病気、その速さにもよると思います。病気の種類によってゆっくりの場合と、急に広がっていく場合もありますので、急に広がっていく場合については急遽閉鎖という形をとらなければならないと思いますし、例えば手足口病というふうな、こういうふうなものについては、それほど急なものではないといったあたりについては、ゆっくりというふうなことも考えられると思いますので、やはり、うつる病原菌・ウイルスの速度のぐあいによって、ここら辺は反応していかなければならない。場合によっては短時間児だけの閉鎖ということも、いろんな種類によっては出てくるかと思えます。これを臨機応変という言葉であらわさせていただきました。

以上です。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 龍神議員の再質問ということでお答えしたいなと思います。

まずもって、私自身先ほどご答弁させていただきましたが、本当、子どもという形でいえば、将来の美浜町を背負って立ってくれる子どもたち、そして地域の宝だと認識はしてございます。そういった形の中で、今龍神議員は保護者側の立場に立ったというような形の再質問だったかと思うんですけども、もちろん、先ほど教育長もご答弁させていただきましたが、私自身今回は苦渋の選択だったと認識してございます。

というのが、子どもさんのこと、そして保護者のこと、いろんな形を考える中でそうせざるを得なかったというのが、もちろん感染というかウイルスという形の中でわからない。そして、いろんな形で子どもたちは、どうしたってうつってしまうケースが少なからずある。

いや、こども園にとったら、どういった形にしたのということですけども、やはり自分たちのこれだけ今風邪で休んだ人たちのパーセンテージ、そして続いて園医さんとおっしゃるんですか、ドクター等と相談とか、そして上とかの相談とかある中で、そして保育士に、それこそ龍神議員もご存じのところで、釈迦に説法だと思うんですけども、何で保育士になったんよということを本当に冷静というんか、改めて振り返ってみますと、自分が子どもを好きやから保育士になっているはずなんですよ、先生方もね。その先生方が、ましてやその自分たちの館の中で閉鎖ということになったら、そこで子どもが帰ってし

まうんですね。自分が一番大好きな子どもが園からこういった形で登園できないというふうな厳しい選択だったと私は思っています。

ということであれば、保護者側の立場ということで龍神議員の再質問だったかと思うんですけども、最終的には、園と、そしていろんな形の個々には保護者等ともいろんなお考えがあったかと思うんですけども、改めて私自身がここでご答弁ということなんですけれども、やはり苦渋の選択と。そして、今回のこの判断というのは私はベストではなかったかなと、このように思っています。もしそれがそのまま子どもたちをその園に置いておいたら、さらに感染の可能性も少なからずあったという形の中で今回のこの方向であったかと、このように認識しています。

今後もしやなんですけれども、やはり保育事業というのは福祉の行政の中の大きな柱でございます。今後ともでき得る限りそういった閉鎖のないような形で努めてまいりたいなと、このように思っています。

以上です。

○議長（高野正君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 私はインフルエンザの今回の閉鎖は迅速な対応だったということは認識しております。子どものことを考えると、そのような大きな成果も出ているし、それは認識しております。しかし、それを達成するためには、やっぱり保護者の方にももう少しきめ細やかな対応をしてほしかったというところなのです。

再質問に入りたいと思うんです。私の知るところ、保育の現場では混乱した印象を持った保護者が少なくなかったわけですが、それというのも保育の現場では、教育現場と違い、インフルエンザが集団発生した場合でも園閉鎖にならないと思っていた人も少なからずいたと思うのです。今回は27人という急なことだったので、週明けの15日から27人も園児が休んだという、感染拡散防止のため園閉鎖を決断したと聞けば納得してくれたとは思いますが。

でも、やっぱり保護者になったら理屈じゃないんです。長時間保育に預ける保護者の実態は、極めて複雑多岐にわたっています。せめて当日のお迎えの時間や3日間の段取りを考える時間の余裕を与えてほしかったのだと思います。

先ほど子どもたちは触れ合うので、その都度感染も広がっていくというのはもちろんだと思いますが、教室を隔離してその人たちを隔離するとか、待っている間の対策もできたと思うんです。やっぱり、子育ての支援の観点からも、もう少し前向きにできる限りのことを考えて対応してほしかったなというところがどうしてもあります。

そこで質問なんですけど、今後このような状況が起こることならば、保護者に対し、口頭はもちろんです。保健だよりや掲示等を通じて、日ごろからきめ細やかに伝えていただければ、そろそろ世の中はやってきているんだから、この施設にもはやってくるなという心構えもでき、混乱も最小限に済むと思ったのです。

このような対策について、もう少しきめ細やかな対策なんですけど、町長はどのように思

われますか、その部分を質問いたします。

それと、最後なんですけど、先ほどから私が言っておりますが、今後融通のつくような保育のあり方を考える時代になってきていると思うんです。

したがって、働ける条件整備をすることも行政の務めであると思いますが、この件について明確な答弁をいただいているようにも思えませんので、再度、もう一度町長、よろしく願いいたします。

○議長（高野正君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 町長も答えにくい中身もあろうかと思っておりますので、私の言える部分だけお答えをいたします。

言われるように保護者の方は、急な連絡で大変だったというのはよくわかります。私も子どもを育てていますので、そこらあたりのことはよくわかるわけなんですけど、以前、実は、もう大分以前の話なんですけど、同じような状況下にありました。そのときに短時間保育児だけを休みにして、長時間保育を預かりました。その結果どうなったかという、インフルエンザが園内に蔓延してしまった。こんな状況が以前にあったわけです。

そのときの轍を踏まないということで今回閉鎖になったということで、今回は私は成功したというふうに思っております。だから、それはよかったんじゃないかなど。ただ、保護者にとっては大変だったというのはよくわかります。

それから、急にというのを言われるわけなんですけど、こういう事柄は急です、猶予はできませんので。

ただ、龍神議員が言われるように、その時期が来たらこういうことが起こる可能性はありますよというのは園だより等で連絡しておく必要性というのはよくわかりますので、また来期から、ひまわりこども園長がおりますので、ひまわりこども園のほうには指導していきたい、このように思っております。

それから、融通のつく保育というのも大変難しい。右をとるか左をとるかという、もっと言えば、保護者の仕事をとるか、子どもの健康・命をとるか、どっちとるのよという、こういう選択肢ということも出てくるかもわかりません。

でも、そういう場合は、私は、やっぱり、子どもの命・健康のほうをとりたいなと私個人はそのように思っております。融通というあたりがどこまでが融通なのかというのはちょっと難しいですが、そのように考えます。

○議長（高野正君） ひまわり園長。

○ひまわりこども園長（山本理加君） すみません。ちょっと詳しい経緯を説明させていただきます。

園閉鎖をとる前の金曜日には、保護者の間ではすごくはやっていたんですけども、園児は3名でした。週明け月曜日に27名の欠席中、インフルエンザが25名、それから職員も4名いました。そして、登園している園児の中で家族がインフルエンザという園児も14名いました。現状を園医さんに報告したところ、以前、1号認定児だけで閉鎖し

たところ、感染が拡大し長期間続いたという記録が残っているので、今回は急激な増加のため、園閉鎖にするのが望ましいと言われました。そういう報告を受けましたので、まず認定こども園でも閉鎖できるのかというのをいま一度確認し、それから教育委員会と相談して、園医の判断を伝えて相談し、決定したことを保健所に報告しました。

保護者の方には園閉鎖に至った経緯を書いた手紙と保健のほうから園閉鎖中の諸注意や症状の出方などについての手紙を配布しました。園閉鎖の連絡の緊急メールを入れ、お迎えをお願いしました。給食を食べ、12時からお迎えをお願いしたんですが、当然遅くなるという園児もいましたので、そこは対応しました。でも、最終2時過ぎぐらいで皆さん来られました。

保護者の方から園への問い合わせとか、否定的なご意見は園のほうには一言もなかったんですけども、でも、ご苦労されたこととは思っていましたので、閉鎖明けの日は全職員でお仕事なのにご迷惑をおかけしましたとか、大丈夫でしたかという声かけも徹底させてもらいました。それから、その後の役員会でも園閉鎖に至った状況やその後の欠席状況なども伝えさせてもらいました。このような経緯です。

いろんな感染症がはやり出したときに、保健だよりや、その後臨時のお手紙で、今何名こういう感染症がいますというのは報告させてもらっています。

今回の園閉鎖というのは初めてでしたので、こういうことをもあり得ますということは、また総会などで伝えさせてもらおうと思います。

以上です。

**○議長（高野正君）** 龍神議員の本件に関する質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条ただし書きの規定によって特に発言を許します。

5番、龍神議員。

**○5番（龍神初美君）** 議長、ありがとうございます。

あえて質問ということではないんですが、この場でちょっと言っておきたいことがあります。

私は子どもたちのことを考えてなくて、この質問をしたのではないということだけは、はっきり言っておきます。子どもたちのことを考えると、やっぱり命というようになると、保護者も自分の子どものことなんだから仕事を休んででもお迎えに行き、保育するのは当たり前ですが、働ける条件整備ということも一つ目的にあると私は思うのです。やっぱり子育て支援という意味でもありますし、美浜町で子どもを育てたいなと思っていただける人たちに子どもも大事にしている、子どもの保護者にも気を使っただけというのをアピールしたいと思ったからでありますし、私、新聞を見たら、なかなかこういうことは珍しいと書いていたので、これをきちっと聞いておかないと、外にもアピールしていきたいと思うことが一つありましたので、あえて議長のお許しをいただいたので、発言をさせていただきました。この発言をさせていただき、どうもありがとうございました。これで私の質問を終わらせていただきます。失礼いたします。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

再開は10時45分です。

午前十時三十三分休憩

——・——

午前十時四十五分再開

○議長（高野正君） 再開します。

7番、鈴川議員の質問を許します。7番、鈴川議員。

○7番（鈴川基次君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

大きく分けて2点についてですけれども、まず1点目は、県道御坊由良線関係の改良促進に向けての現況について、何点かお伺いいたします。

まず、先日2月9日、日高振興局で開かれた準備会において関係する美浜・日高・由良の3町がスクラムを組んで改良を促進していくことを目的に、県道御坊由良線整備促進協議会を設立することに合意したとの記事が地方紙で大きく報じられました。その中で、笠野副町長、森下町長とともに3町が協力して進めていくことの必要性を述べ、「三本の矢」という大きな見出しがひととき目立ちました。

周知のとおり、同線は、御坊市内花ご坊前交差点から西へ和田を經由して海岸線に向かい、三尾へ北上して日高町田杭阿尾、そして由良町の衣奈トンネル手前までの延長3.7kmにわたる区間。かつてはキララ・ときめきロードとして整備が進められてきましたが、財源不足で最近では未整備の区間が多く残されたままのことです。

同線は3町の海岸線を結ぶ唯一の道路で日常生活に欠かせず、災害時の支援道路としての役割も担い、また沿線は風光明媚で観光道路としても期待されています。

しかし、現状は狭い見通しの悪い箇所が多く、海岸線では大雨時の崩壊、高波による越波や冠水で通行どめを余儀なくされることもたびたびあります。

そうした中、このたびの協議会設立の合意は、関係する3町住民にとっては吉報で、長年の課題解決に向けての第一歩と感じます。

そこで質問ですが、協議会設立に向けての準備状況とそのスケジュール並びに地方紙にもある程度掲載されていましたが、協議会の組織や活動内容について現時点で決定していることをお伺いします。

次に、同線に関連しての2つ目の質問、本の脇三尾間の海岸整備についてであります。

この件につきましては、私も一昨年、防災3事業の陳情活動として町長とともに東京へ出向き、二階自民党幹事長や国交省に要望に行かせてもらいました。

防災3事業のうち、西川の河川改修、煙樹ヶ浜における高波・浸食対策は既に着工したり、これから着工しようとしている事業であります。本の脇三尾間の整備はこれからであり、今後要望活動を続けていく中で具体的な整備方法も決定していき、当然、地元の熱意も必要であります。

そういうことを認識した上で、先日の地方紙に昨年末に国へ町長と議会が防災3事業の要望活動に行ったときの内容が掲載されていました。その内容は、「三尾県道にバイパス」ということで、要望書は「バイパス道路も視野に入れた抜本的な道路整備を」とあります。近年、この一、二年で台風等による三度ののり面崩壊の対応は通行どめによる応急対策で、抜本的な道路整備は三尾住民の長年の望みであります。

そこで質問ですが、抜本的な対策としてバイパス道路は私も賢明な方法だと思いますが、「視野に入れた」とあるのは、バイパス道路以外にも、ほかにも抜本的な対策の選択肢があるということなのかどうかお聞きします。

3点目、三尾地内の県道御坊由良線の一部の道路拡幅に向けての現状であります。

大三尾の日高町田杭に向かう3差路から松永さん宅前までの区間は道路が狭く、カーブもあり、大変危険ということで前から地区要望を出していた中で、県も二、三年ほど前から検討に入り、周辺地権者との交渉も進んでいると聞いています。その進捗状況についてお伺いします。

以上3点、よろしくお願ひします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 鈴川議員の1点目でございます。

県道御坊由良線の改良促進に向けての現況はご質問で、まず1つ目が3町による県道御坊由良線整備促進協議会設立に向けての現況と内容についてお答えいたします。

皆様をご存じのように、去る2月9日、日高郡町村会定例会終了後におきまして、県道御坊由良線のさらなる整備促進を目的として、同じ思いを抱かれています畑中由良町長、松本日高町長とともに3町による整備促進協議会の発足をかたく誓ったところでございます。

3町の皆様が強く望まれているさらなる整備を推進していくためには、行政区域や官民の垣根を越え、一致団結することが大切であり、このことから3町の議会議長を初め、民間会社や団体の方々、さらには日高郡選出の県議会議員の方々にもお力添えをお願い申し上げたところ、快く賛同の意を承っております。

今後は5月中旬における本協議会の設立総会を経た後、しかるべき時期に3町合同による知事への要望を行い、県道御坊由良線における未整備区間の解消に向けて、ともに力を合わせて末永くその活動を展開できればと考えてございます。

2つ目でございます。本の脇から三尾間の海岸線整備について抜本的な整備の内容はにお答えいたします。

一昨年7月と9月、昨年は10月と三たび、のり面崩落による全面通行どめが発生し、その間、三尾地区への、また三尾地区からの交通ルートは大きく日高町への迂回を余儀なくされました。

私自身、このことは、いわば孤立状態と言ってよいほどの深刻な事態であったと認識しております。県道御坊由良線の全面通行どめに伴うこうした孤立状態を根本から解消するには、もう一路線三尾地区に通じる道路が必要であると、そういう意図でバイパス道路

も視野にと国や県にお願いした次第であり、ご質問にあるところの抜本的な道路整備とは、バイパス道路の建設を求めているものでございます。

また、本の脇から三尾地区の間における現道ののり面崩壊対策につきましても、同様に県に要請してございます。

3つ目でございます。日高町田杭へ向けての3差路から西向きの道路拡張に向けての状況のお尋ねでございます。

ご指摘の区間における県道拡幅改良事業の進捗状況につきましては、現在、日高振興局建設部のほうで用地買収を進めてくださっており、平成30年度より2カ年におきまして現行幅員約3mから約5mへの拡幅工事を施工するとの報告を受けてございます。その次は三尾郵便局付近の拡幅改良でございます。その実施を県にお願いしているところでもございます。

○議長（高野正君） 7番、鈴川議員。

○7番（鈴川基次君） はい、ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目の促進協議会について、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

まず協議会のメンバーですが、民間会社や団体の方々ということですが、具体的にはどういった会社や団体なのか、そして全体で何人規模ぐらいの協議会になる予定なのか、そして時期的にいつごろの設立を目指しているのかということについてお聞きします。

次に、協議会設立後、事務局とか会議の場所について。これはもう別に事務局とか会議の場所は、もう持ち回りとか、特別置かんとか、それであればそれで結構なんですけれども、どのように考えているのかということについて。

最後に、活動内容は県への要望が中心だと思うんですが、とりあえず、ことしの予算で30千円、合計3町合わせたら90千円ですね。これは要望活動の経費ということなのか、今後県への要望活動以外にも何か活動ということを考えているのかどうか、お尋ねします。

次、2点目、本の脇から三尾間の海岸線整備についてであります。全面通行どめを解消するためにはもう一つの路線が必要であると。そういう意図でバイパス道路も視野に要望と、それはよく了解しました。

それで、国への要望はバイパス道路も視野に入れたとありますが、先ほど述べました地方紙の記事の中には、現道の北側のバイパス道路も視野に入れた云々を要望したとあります。現道北側とは、言うまでもなく山の斜面ですね。南側は海岸です。だから現実的な対策として、地方紙にも掲載されておりましたように、防災対策だけではなく、利便性向上にも向けて現道北側へのバイパス道路も視野に入れた抜本的な道路整備を要望したと、そういう認識でいいんかということをお聞きします。

次、3点目、日高町田杭に向けての3差路から西向きの道路拡張についてですが、本年度より2年計画で道路拡張工事を施工ということで県会の議員さんお二人から、これは全議員が報告いただいておりますが、県関係の工事の中の小規模道路改良事業費20,000

千円の、県だということで、これは了解しました。まずは、県への要望に尽力いただいた町関係者の皆さん方には厚く感謝を申し上げたいと思います。

そこで、拡幅改良の内容について、ちょっと二、三お聞きします。

拡幅は日高町に向けて左側と右側、どちらのほうを拡張するのか。または、もう両方少しずつ拡張して3mから5mということですが、その拡張、どちら側を拡張して広げるのかということと、次に、これ、現時点でわかっている範囲で結構ですけれども、工事着工の時期について、いつごろなのか。そして、今回20,000千円の予算計上ということですが、この20,000千円の工事費で全体2年計画の何%ぐらいが完了するのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 鈴木議員の再質問でございます。

一応案というような形でございますが、この御坊由良線の整備促進協議会という形の中で活動のイメージというような形なんですけれども、まずは、総会の開催ということを見せていただきまして、そして現時点での案なんですけれども、要望活動を年1回というような形で持っていきたいなと思ってございます。

そして、その中なんですけれども、じゃ、どこへ行くのということなんですけれども、県知事への要望という形を目標にしてございますが、まず、初年度でございますので、もしかすれば、もう少し振興局とか、そういった形になるかもわからないような状況でございます。

続きまして、会員ということなんですけれども、先ほど私自身もご答弁をさせていただきましたが、3つの町の首長、そして議長様、そして今の予定といたしましたらば、建設関係の委員長でございます。そして、各町の区長会の代表者というような形でございます。あとは民間会社といたしまして、バス会社とかタクシー会社とか数社でございます。そういったところにもお声がけをさせていただいておる状況とともに、美浜町には現在はありませんが、日高町と由良町のほうには観光協会がございまして、そちらのほうの方にもご参加いただくというような形でも予定してございます。

そして、事務局というような形は、会長の存するところが事務局をするということで、会長のあるところが事務局ということで、予定としましたら2年の交代と。ただ、再任もオーケーというような形になろうかなというような気がしてございます。恐らく最初というような形でいえば、美浜町になるのではなからうかなというふうなことでございます。

時期は平成30年5月中旬から下旬を予定してございます、総会の時期でございますが、事務局の場所ということですが、これは会長のところでございます。

会議の場所に関しましたらば、会長という形になるんで、例えば美浜町役場とか、そういった形が初回ということにはなるのではなからうかなと思ってございます。

そして、各分担金の使い方という形、やはり要望活動とか、あと事務費とか、そういった形になります。

○7番（鈴木基次君） 協議会の総委員。

○町長（森下誠史君） 総委員ですか。約20名でしょうかね。

○7番（鈴木基次君） 3町合わせて。

○町長（森下誠史君） そうですね。だから、そして民間のバスとかタクシー会社、そして観光協会さんとかに入っていて、ごめんなさい、それと顧問というような形になるのかな、和歌山県議会議員の先生方にも入っていただく予定でございます。

2点目の県道御坊由良線の本の脇から三尾の海岸線の形でございますが、やはり現道は基本的にはセンターラインのある現道というような形でございます。県道でいえば、まだまだ全体的に言えば、センターラインのないような県道も多々ある中なんですけれども、じゃ、それが美浜町に目を移しますと、この県道の、私、県とか国のほうでもお話もさせていただいたんですけれども、私が小学校から中学校にかけて入るときに、あそこが道路改良の道なんですよというような話もさせていただきました。ということでいえば、もう約50年前の改良工事になろうかと思えます。というような形の中で、やはり金属疲労じゃないんですけれども、昨年、そして一昨年というような形の中でのり面崩壊等もできているような状況の中で、国土強靱化も含めた中で、また南海トラフ等々でいえば命の道なんですけれども、一本道なんです。いや、逆に孤立状態になってしまっておるし、これからなる可能性もあるんですよというような形のお話をさせていただきまして、その中で、じゃ、現道以外ということであれば、やはり山合いの道にならざるを得ないのではなかろうかなというような要望ということでさせていただいておるような状況でございます。

そして、3点目のことでございますが、田杭への3差路のところ、詳細につきましては担当課長のほうからご説明させていただきますけれども、これでいえば30年度と、そして31年度ということであれば、現在の田杭へ行くところの道から少し田杭のほうに向かってのところが30年度の改良区間になります。そして、現況3mから5mの改良ということでございますので、両サイドだと思うんですけれども、おおむね右のほうが多いかなと思うんですけれども、その辺につきましても詳細ということで、担当課長のほうからご説明させていただきます。

以上です。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 補足といいますか、ほぼ町長のご答弁と同じになるかもしれませんが、まず、拡幅ですけれども、これは場所場所によって左、右ということに、状況に応じてというふうに県は考えてくださっております。平成30年度から2カ年でございます。三尾の漁港から田杭方面にかけての、まずは50m、これは平成31年度と県のほう考えてくださっているところでございます。なので、そこから田杭方面に、七、八十mですか、それをまず30年度でかかっていたと聞いてございます。着工の時期につきましては、県のほうで準備が整い次第、発注してくださることとなっております。

以上です。

○議長（高野正君） 7番、鈴川議員。

○7番（鈴川基次君） 再質問の内容に関しては一応全て了解いたしました。

これは質問というより要望としてお聞きいただきたいんですけども、今回の県道の整備促進のための協議会の設立ということではありますが、これを契機に今後3町が力を合わせて共通の課題がいろいろあるわけですけども、それに向けて、例えば観光振興なんかもその例であると思うんですけども、3町の今町長のきずなというものが結構強いと思いますので、これを機にほかのことも取り組んでいけることは、どういう形になるかわかりませんが、これを機に3町で力を合わせて頑張ってもらいたいなという、1つ。

それと、三尾の海岸線に関してですけども、先ほど町長の答弁では、県道ではほかにももっと三尾の海岸線よりも狭い、元来見渡したら場所もある中で、なかなか三尾の県道だけをというのは立場上大変な面もあるかと思うんですけども、せっかくこうした機運の盛り上げの中で、私は、まずルート決定ということをしていただいたら、もっと機運が盛り上がってくるんじゃないかと。まず、それには地元住民の熱意ということが先決であります。これは、この海岸線に関しては三尾住民にとっても長年の課題でありますから、それはみんなも思っていますが、それをどのように挙げていくかということが今後の課題だと思うんですけども、できれば、こういうせっかく盛り上がった機会、この二、三年ぐらいの間にルート決定をしてもらえたらなというのは私の期待があります。なかなかそうすぐいかんのは重々承知していますけれども、希望として、それだけは述べさせていただきますと思います。

それでは、次の質問に入ります。

大きな2点目、予算編成や施政方針に込められた町長の思いや願いを具体的個別の施策も含めて質問いたします。

まず、町長就任2期目もいよいよ仕上げの年となりましたが、町長として町政発展のために、また町民の幸せを願って、これは任期中に実現したいという思いで予算化した施策があればお伺いします。

次に、地方創生事業の件ですが、町長の施政方針の中にも、これらの事業の立ち上げに奔走していただいた西山地方創生統括官には大変感謝してございますとの最後の締めくくりの見解、また先ほど谷議員からも西山統括官に対して敬意の念を述べておられましたが、私も同感の思いがします。

現在進められている3つのプロジェクトの中で、私も地元住民の一人として、日ノ岬・アメリカ村の再生とふるさと教育で、カナダとの交流や英語での語り部ジュニア育成部会のメンバーとして微力ながらかかわらせていただいています。十数人ほどの地元住民がかかわっている三尾のプロジェクトですが、ハード事業が完成後、果たして三尾の地でレストラン、ミュージアム、ゲストハウスに人を呼べるのかという思いと、いや、この機会を逃したら、三尾はますます高齢化・過疎化していくという危機感も感じながら、必死の思

いで知恵を出し合いながら頑張っているのが現状であります。必死の思いは吉原も同じことと思います。

町長もこれらのことはよく把握されていることと思いますが、今後、町として、町長として側面から支援していく決意のほどをお伺いします。

3点目、今年度から第7期介護保険事業計画が始まりますが、周辺市町で大幅な介護保険料の値上げを予定している自治体もある中で、美浜町はほぼ横ばいの基準額の見通しとのことです。

これは、ステップのみはま健康教室や各地域におけるいきいき百歳体操など、これまで高齢者の健康づくりによる介護予防を推進してきた成果であり、地域包括支援センターを中心に担当課挙げての取り組みと私も評価しています。

平均寿命より健康寿命の延伸と常々思っていますが、そうした高齢者の生きがい対策の一環であるシルバー人材事業が一般会計予算の説明の中で、その担当が社協から役場の担当になったとのことですが、その経緯についてお伺いします。

4点目、学校教育の充実に向けて、長年の懸案であった松洋中学校多目的広場の雨漏りの解消のために屋根等改修工事に多額の予算が計上されました。町づくりの土台を担う人づくりに向けて教育環境の整備は必要不可欠だと感じます。

一方、ソフト面でも新規事業として忙し過ぎる教職員の負担軽減のために、校務支援クラウドシステム構築と部活動指導員として民間人の雇用を挙げています。両事業の詳細についてお伺いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 鈴川議員の2点目でございます。

施政方針からのご質問で、1つ目が2期目の仕上げの年に町長としての思いや願いを込めた施策はにお答えいたします。

行政の発展、住民サービスは切れ目なく継続していくべきものでございます。平成30年度は、私にとっては2期目の任期の仕上げの年であるからとあって、無理に何かを新しく予算化したということではありません。

しかし、やはり、私の公約の大きな柱である津波による犠牲者ゼロへを実現すべく、引き続き防災対策に力を入れるための予算の確保には力を注いだつもりでございます。

2つ目でございます。地方創生事業への町としての側面支援の決意は、でございます。

地方創生事業につきましては、担保されているわけではございませんが、地方創生推進交付金といたしまして平成30年度、31年度を予定してございます。推進交付金は、主にソフト事業のほかに臨時職員の賃金なども含まれてございます。今後運営を担っていただける団体には各施設を活用していただき、収益事業を実施し、自立を目指していただきたいと考えてございます。また、事務的な手続や補助金の活用方法などにつきましては、役場として十分に協議する場があると思っております。

いずれにいたしましても、町の活性化にかかわる移住推進や観光PR、人の集まる場の

提供など、ソフト事業を通じて美浜町として側面支援を行いたいと考えてございます。

続きまして、シルバー人材センターが社協の担当から役場直営となった経緯は、でございます。

シルバー人材センターはご存じのとおり平成21年から立ち上げ、元気高齢者生きがい事業としてその事務の業務を社会福祉協議会に委託し、毎年委託料を計上してございました。

平成30年度の予算計上に当たり、社会福祉協議会と協議したところ、人員体制の理由等により平成30年度の受託は困難とのことで、福祉保険課がこの業務をすることになったものでございます。シルバー人材センターは、高齢者の生きがいづくりと生活支援を目的としており、今後も事業の継続を図ってまいります。

○議長（高野正君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 鈴川議員の施政方針の中の教職員の負担軽減のため、校務支援クラウドシステム構築と部活動指導員の民間人雇用の詳細について、お答えをいたしたいと思っております。

教職員の過重な負担については従来から指摘されているところでございます。教育委員会といたしましては、教職員が本来の業務である児童・生徒への学習及び生徒指導に集中できるような環境整備の必要性を感じているところでございます。

そんな中、今回新規施策として議員ご指摘の2つの事業を計画させていただきました。

まず、校務支援クラウドシステムについては、教職員の事務作業の軽減を図るための施策でございます。システムの活用により児童・生徒に関する出欠の管理、指導要録の作成、通知表の作成などの業務負担軽減を図ってまいります。

次に、部活動指導員の雇用については、近年、中学校教員の部活動指導の過重負担が指摘されていることから、外部指導員を招いて部活動指導を担う教員の負担を軽減していくものでございます。

現時点では1日2時間、週に3回程度の割合で指導いただく外部指導員1名の支援を受けることを計画してございます。今回計画させていただいた2つの事業の取り組みにより教員の過重負担が軽減され、そのことが美浜町の子どもたちに対する学習及び生徒指導の充実に寄与することを期待する次第でございます。

○議長（高野正君） 7番、鈴川議員。

○7番（鈴川基次君） それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、1点目の答弁はそれで結構です。

2点目の地方創生のプロジェクト事業のことについてであります。このプロジェクト事業の発想、またハードの整備は行政であり、その事業を主体的に実践し、推し進めていくのは、言うまでもなく地元住民であります。

ですから、今後、平成32年度からの自主運営に向かって、何よりも住民の町や地域に対する愛着、またこの事業に対するやる気を持続させるためには町としての継続した側面

支援が必要であり、今後ともできる限りのバックアップをお願いしたいと思います。

そこで1点質問ですが、この事業にかかわる移住推進ということも大きな、特に三尾に関しては目的になっていますが、以前、三尾の区長さんの話によりますと、町より、今後町として移住推進また空き家バンク等に取り組んでいく中で三尾に対して、また法人化しようとしている三尾区に対して協力の依頼があったと。直接的には副町長さんから三尾の区長さんにあったということを知ったんですが、そこあたり、その詳細なり経緯についてお尋ねします。

3点目、シルバー人材センターは高齢者の生きがいがづくりという観点から、私も大変重要な事業であると思っています。

しかし、現況は社協もいろんな役割を担っている、また事業も推し進めていく中で受託は困難ということで、このたび福祉保険課がその業務を請け負うようになったという、その経緯は十分理解いたしました。

そこで、こうなってくると、担当課の課長さん、中村課長さんですね。これまでも業務がふえていく中で、今後このシルバー人材の事業を推し進めていく中で、多分課員の増員ということは現時点では考えられないと思うんですけども、現体制でやっていかなあかんという中で、担当課長としての抱負なり思いについて、もしあれば聞かせていただきたいと思っています。

4点目、部活動指導員の導入についてですが、最近、教員の働き方改革の中でいろいろと本格化されてきています。

新聞紙上によりますと、文科省は昨年4月に教員の負担軽減のために部活動指導員を制度化したと。そして、外部講師や教員OBらがその対象であるが、導入済みの中学校は現時点でまだ全体の4%ほどであるということです。また、日本体育協会の調査では、運動部顧問の4割は担当する競技の経験のない人がその顧問を持っていると。そして、スポーツ省は、この1月に中学・高校の運動部活動に関するガイドラインを公表して、休養日を週2日以上設けるなどの内容でこの3月中に正式決定すると、そういうことでもあります。

こうした流れもあって今回の2事業の取り組みと推察されますが、まず、松洋中学校でのクラブ活動の現況について、休養日をどれぐらい設けているのか、またボランティアも含めて外部指導員という方が入っているのかどうか等々について、松洋中のクラブ活動の現状についてお伺いします。

それと、今回事業化した外部指導員の選任ですね。選任はどのような方法で選任していくのか、また具体的に1日2時間、週に3回ほどの割合で1名の支援とありますが、当然松洋には多くのクラブがあり、今言われた限られた時間・人数での支援の仕方ですので、今後現場、松洋との協議の中でその指導員をどのような形で支援していくのかということと今後協議されることと思うんですが、現時点でどのような形で、クラブも幾つもある中1人ですから、その1人が全部のクラブを持つわけにいかんし、どのような形で支援に入るのかということ。そして、この取り組みに係る予算、単価ですね。時給について、もし

もう決まっておればお願いします。

以上です。

○議長（高野正君） 教育長。

○教育長（古屋修君） まず、現状のクラブの状況ですけれども、実は昨年度和歌山県の部活動の指針というものが出されまして、その指針の中では、土曜、日曜いずれか1日は完全休養をすること、それから毎日のいわゆるクラブの活動は2時間以内にとすることというふうな中身の指針が出されております。全県的にその部分については各教育委員会協力しようやないかという方向でそれぞれの中学校にその指導をし、現在そういう方向に向かって松洋中学校も動いているといった状況にあります。

だから今後、国は2日の休みをとれというふうな形が出てきておりますが、和歌山県としては、今言わせていただいた状況の指針で動いていると、来年度もそういう方向で動いていくというふうに押さえております。

それから、もう一方の指導員の件につきましては、課長のほうからお答えさせていただきたいと思います。

○議長（高野正君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 鈴川議員にお答えをいたします。

あと4点ほどあったかと思いますが、まず、外部指導員が入っているのか、現況ですね。現在は入っておりません。

それから、外部指導員の選任についてなんですけれども、これは予算をお認めいただけるならば、その後、来年度に入ってから松洋中学校の校長と相談をして入れていきたいという考えを持っております。

それから、どのような支援というか、どのようなクラブで、どのような部活動でということはあるんですけれども、これも学校との協議の上決めていくわけなんですけれども、この和歌山県の補助金の内容の中では、部活動に1人しか担当がない部というのは一応ガイドラインで決まっております。

だから、例えば野球部に2人指導者がいる場合は、そこはもう対象になりません。ですから、来年度の松洋の部活の体制が決まった後、1人しかいない、または、その1人も先ほど鈴川議員おっしゃっていましたように、その部活の経験がなかったりとか、そういうところに集中をして指導すると。だから、複数のクラブにわたるということは、今のところは考えにくいのかなと考えております。

それから、予算のことについてなんですけれども、予算書の中にも計上させてもらっておりますが、中学校費の賃金の中に含まれているんですが、あの予算書では、ほかの町単の講師と一緒に合算されたものですので、部活動指導員としては435,600円だったかと思います。

その内訳ですけれども、単価が時給、今のところ1,650円の1日2時間、週3回、それが一応11カ月ぐらい続くというか、5月から3月ぐらい、そのあたりで予算計上さ

せてもらっています。

ただ、これは県の事情があって、そういう要望する学校がふえてきた場合には単価とか日数とか、そういうのが若干変わってくる可能性もありますが、今のところはそういう状況だということでございます。

以上でございます。

○議長（高野正君） 副町長。

○副町長（笠野和男君） 再質問の1点目にありました地方創生に関する移住推進の件でございますけれども、昨年7月ごろだったと思うんですけれども、県のほうからそういう移住推進についてしませんかという制度の説明がありまして、その中で、そうなれば、いろんな補助金がもらえると。例えばお試しに来るときのお金とか、住めば最大2,500千円のお金をもらえると、空き家を改修するとかという補助金がもらえると。それについては、美浜町では三尾地区が対象になるということの話がありました。それを受けて、それについては区の理解が必要だということで、先ほど言われていた三尾区長さんにその辺のお話をさせていただきまして、おおむね理解していただいたというふうに思っています。

ただ、その後、地方創生の関係で地元でいろいろ地域活動でやっていただいた皆さん方がNPOというのをつくるに至って、そのNPOの人たちはもともと地方創生のことをやろうということが目的だったんですが、NPOの人たちはそれ以外のこととして、移住定住についても、そういうことも進めたいという話がありましたので、現時点では受け入れ協議会みたいなをつくらないとだめなんですけれども、その受け皿のところについてはNPOの方をお願いしようかなということをお話しております。NPOの方々の中には、それこそ力強い、既に移住してきた方々も含まれているので、そういった方にやっていただくのがすごくいいことかなと思っていますので、そういう方向で現在進めております。

以上です。

○議長（高野正君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） 鈴川議員の2つ目のシルバー人材事業に関するご質問にお答えをします。

この事業運営の事務につきましては、私どもの福祉保険課の現体制の中で行う予定となっております。

町長の答弁にもありましたように、この事業は高齢者の生きがいくつくりと、それと、生活支援を目的としております。ですので、何としてでもこの事業を続けていくように老人福祉の担当者で行うよう準備をしているところです。また、関係機関にも相談し、教えを受け、体制を整備しながらこの事業を何としてでも続けていけるよう頑張っていく所存です。

以上です。

○議長（高野正君） 7番、鈴川議員。

○7番（鈴木基次君） それぞれありがとうございます。

シルバーの担当課になった福祉保険課には業務がふえるわけで、これから何かと大変だと思うんですけども、先日たまたまシルバー人材を担当している社協の方とお会いしたときに、今度担当が変わったねという話の中で、一番大変なのは仕事の振り割りだと。誰がどこへ行ってもらうとか、それが一番大変ですというようなことも聞かせてもらいましたんで、十分そういう引き継ぎですか、業務の引き継ぎをしていただいで頑張りたいと思います。

先ほどの副長さんの答弁ですけども、三尾区として取り組むというのはなかなか区のいろんな役割なり仕事があるわけですから、その中へこれを入れるというのはなかなか大変だと思うんですけども、言われたようにNPOの一つの活動の目的の中に、よそから若い、特に移住者を呼び込むというのが一つの大きな柱になっていますので、その分野の中で取り組めると思うんです。

ご存じの方もあるかと思うんですけども、もう20年近く前、かつて三尾小学校が廃校の危機になったときに、何とか三尾小学校を守りたいということでPTAと区が協力して、小学生に限って持つ移住者を呼び寄せたいということで、まず、空き家を確保せないかんということで徹底的に空き家を調べて、その持ち主がどこにいてるんか、そして現実的にすぐ住めるんか等々について、今、森下町長もいますけれども、一緒にやらせてもらったんですけども、そういうことで、それによって十数件の移住者が来たど、若者に限ってね。それで、その活動があつてこそ三尾小学校が10年ぐらい廃校が先延びしたというような今までの経緯もありますので、皆さん、三尾の住民もそういうことをわかっていますので、地方創生の中で取り入れて、そういう人が来ていただいで、特に若者が来ていただいで住んでもらうということは三尾にとっても大変メリットのあることですので、今言うたように、来てもらうことによっていろんなメリットが、来ていただいた方に補助制度があるということですので、今後とも活用しながら、これは私自身のあれですけども、地方創生で、先日区長からもそういうあれがありまして、地方創生の中でも頑張っていくということも申し合わせていますので、頑張っていけたらと思います。

以上で終わらせてもらいます。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

再開は、午後1時30分からです。

午前十一時四〇分休憩

——・——

午後一時三〇分再開

○議長（高野正君） 再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

4番、北村議員の質問を許します。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に従い、質問させて

いただきます。

まず、1点目、町における防災と事業継続計画のあり方について。

第1回定例会の一般質問に当たり、4点について質問をさせていただきたいと思います。

防災とは災いを防ぐということですが、広い意味で使用されていることが多々あります。災害対策基本法には、「国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため」を目標として、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図るというと規定しております。防災活動は、地域や教育現場、企業、一般家庭にも幅広く定着しているかと思います。防災は、簡単に言うと、人命の安全、建物等の財産保全を目的としたものと言えます。

では、事業継続とは何か。前者で述べたように、目的はという点で見ると、内閣府の事業継続ガイドラインでは、大地震等の自然災害、感染症の蔓延、テロ等の事件、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な環境の変化、不測の事態が発生しても重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順を定義しています。そして、事業継続は重要な事業の継続自体を目的としております。事業継続計画、いわゆるBCPについては、主に企業等でよく策定している用語ではありますが、私は決してそれが企業だけに当てはまる事柄とは思いません。

そこで、平成27年3月に、美浜町役場庁舎と下水道分について、当町における事業継続計画を策定していると思いますが、私自身議員に当選させていただいて1カ月余りでしたので、もう一度詳しくお聞きしたいと思います。

以前、東北や熊本へ視察研修に行ったときにおいて、議員は何もできなかったという現状をよくお聞きした関係もあり、議会でもそういった事業計画について勉強し策定していきたいと思っておりますが、今後、町としても非常に重要なこととなってくると思います。

そこで、4点について質問させていただきます。

当町の事業継続計画について、再度提出をお願いしたいと思います。こちらはもう今いただいております。

2番目、大地震やそれに伴う津波が発生したとき、避難場所や高台に避難した後、町としてはその後の復旧活動はどのような手順で進めていくのか。

3番目、役場庁舎と下水道のみ策定しておりますが、なぜその他の分野について事業継続計画はないのですか。

4番目、庁舎及び下水道分の事業継続計画の策定後、検証した上、見直しはされているのでしょうか。

以上、3点になりますが、よろしく申し上げます。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員の1点目でございます。町における防災と事業継続計画のあり方についてのお尋ねでございます。

1つ目は、おっしゃるとおり、机上へ置かせていただいております。

2つ目でございます。大地震や津波発生後、避難場所や高台に避難した後、その後の復旧活動はどのような手順で進めていくのかでございます。

本町が策定しています全庁型事業継続計画では、南海トラフ巨大地震の地震被害を想定しておりまして、平日の業務時間内と夜間、休日の業務時間外を想定シナリオとしてございます。まずは、平日業務時間内では、在庁職員及び来庁者を庁舎2階以上の安全な場所に避難し、あわせて災害対策本部を2階以上の場所に設置いたします。夜間、休日の業務時間外に発生した場合は、津波から身を守ることが最優先であるため、早期に登庁可能な職員のみが役場に参集し、災害対策本部を設置いたします。一時避難所などに避難した職員は、津波警報等が解除され、参集できるようになるまで、可能な限り救援活動や支援、周辺の罹災状況などの確認を行うことといたします。全職員は津波警報が解除された後に、一旦自主防災会等に一次避難所の運営を預け、庁舎に参集し、状況報告、体制調整を行ってから応急対策業務に当たることといたします。

また、下水道事業継続計画では、参集後、各処理施設、管路等の被害調査を速やかに実施し、被害状況の把握に努め、その状況を災害対策本部へ報告するとともに、被害状況に応じた応急修理、大規模復旧に取り組んでいくこととなります。大規模復旧となると職員だけでは対応では不可能であり、被災施設の早期復旧を目指すには、町建設業組合、町管工事組合に応急復旧対応などの協力を依頼、県下水道課に対しましては支援要請の依頼などを実施することとなっております。住民生活にとって重要なライフラインの一つである下水道機能の確保と公衆衛生の保全に向けて、手順どおり進めてまいります。

続きまして、役場庁舎と下水道のみ策定しているが、ほかの分野の計画はないのかにお答えいたします。

全庁型事業継続計画策定に当たりまして、各課ヒアリングの上、町の業務を全て洗い出し、被災時に町が優先して行うべき業務を非常時優先業務と選定しており、住民の生命、財産の保護、社会経済活動の維持、早期復旧、法令遵守、外部機関への業務の影響を目的に掲げ、業務の着手目標時間などを定めてございます。全課共通非常時優先業務内容として5項目、以下各課におきまして10から20の項目の非常時優先業務を定めてございます。

また、下水道事業継続計画につきましては、その当時、国、県からの策定要請があり策定に至りましたが、水道事業におきましては、地域防災計画、全庁型事業継続計画内に含まれていることもあり、独自策定に至ってはございません。

続きまして、庁舎及び下水道の計画策定後、検証した上での見直しはしているのかのお尋ねでございます。

昨年8月に、シンクタンク社会経済研究所のコンサルティング事業部長に、美浜町全庁型事業継続計画を精査、検証してもらう機会があり、BCPでの現在のトレンドやタイムスケジュール管理の徹底、チェックリストによる時間短縮、フローチャートを作成することによる職員が自分で判断できるような仕組みなどの提案をいただいております。今後は、

その意見を参考にしながら改良していきたいと考えてございます。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 1番目、こういう冊子をいただきましたので、今からお話しさせてもらうことも、これともしかしたらかぶることも出てくるかもわからないんですけども、まだ読ませていただけていないということで、そこはご了解いただきたいと思います。

それでは、2番目からのあれになるんですが、まずBCPとは、災害時優先業務を実施する体制を確保するために、事前に必要な資源の確保・配分や対策を定めることにより、災害発生後の業務の立ち上げ、時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上を図る計画であります。

災害時優先業務とは、読んで字のごとく、災害発生時に優先して行う必要がある業務や応急業務、通常業務のうち、継続または早期復旧の必要がある業務を加えたものとなっております。また、資源の確保とは、人員、物的資源、例えば避難場所、食べ物、お水とかです。会計、予算だとか、そのままお金、資金だとかということです。情報、内外からの情報とか相談、苦情とかいうのもそうだと思います。まず、例えば災害が発生しました、災害時優先業務を最大限迅速かつ効果的に実施し、災害時における被害、特に人的被害を最小限にとどめることであります。これが我が町が考えていかなければならない最大の目的ではないでしょうか。

災害発生時には、施設や人員などにありとあらゆる制約、制度が生じる場面も出てきます。何をいつ、どうやって行うかをあらかじめ具体的に計画すること、避難場所や高台に避難した後、その後、復旧活動は大切なBCPの一つだと私は考えます。

町長が今述べられた2番の私の質問の回答をしていただいた分として、それで果たして全てうまくいくのでしょうかと、全部とは全てとは言わずでも、ある程度だけでも今の状態で町がそういう循環をしていくのでしょうかと、現状復旧などの協力依頼をスムーズに行えるシステムというふうになっているのでしょうかと、このままの状態でちゃんと果たして外部からの例えば復旧工事現場とか、どうでしょう、自主防災の活躍とかというのもきれいに回るのだろうか、2番目の質問で、もう一度それでいけるということであればいけるとおっしゃっていただければ。

また、3つ目なんですが、役場庁舎と下水道のみ策定しているということで、ほかの分野の計画はないんですかという質問です。

これに関しては、各課に1つずつのBCPを策定したらとまでは言いませんが、庁舎や職員が被災しないという保証もありません。そしたら、もし担当を決めていたとしてもその担当者が不在、庁舎は使いものにならないといった場面、業務をやり始めても、業務に従事する職員に対しての分の飲み物や食べ物やトイレはどうなるかということになります。町長が災害後たちまちのときに、職員に「おい、BCP発動や」と言ったときに、「頼んでおこぞ」ともし言った場面があったとしても、職員は浸透しなければ、はっとなつて、何もわからない職員も今まだここにはおられると思います。地域防災計画のほう

はかなり浸透しているとは思いますが、事業継続計画はなかなか浸透していないように思います。私を含めて、もちろんBCPというのは余り理解していないというふうに考えます。

そして、4番目、最後の質問で、庁舎及び下水道分の事業継続計画の策定後、検証した上、見直しはされているのか。これが一番重要になってくるかと思えます。

先日、議会事務局でも、私は一応事業継続計画を少し見せていただいた記憶があります。平成27年3月の策定となっております。では、昨年8月ですか、コンサルティング業務で教えていただいたと、去年の8月に教えていただいて精査、検証をしていくという中で現状どうなっているかと、実際の現状、一番最初の27年3月の分がどういうふうに変身が変化してきているのかということをお教えください。

以上、3点よろしく申し上げます。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員の再質問でございます。ありがとうございます。というのが、それこそ災害というのはいつ何どきやってくるかわからない中で、北村議員が危惧されておるのは、事業の継続ができるのかというような形のご心配の中のご質問だったかと思うんですけれども、本当に字のとおりなんですけれども、BCPは事業の継続の計画というような形でございます。大きな災害等々が発生したときなんか、非常事態におきまして中核となる事業、業務の継続や、議員がおっしゃったとおり早期の復旧を可能とするための事前計画というような形で私自身も感じてございます。そういった形でいえば、やはり前もってこういった形の計画というのは現時点では随分と大事な計画ではなかろうかなと思っております。

そして、先ほども私、ご答弁もさせていただきましたが、昨年もそうだったんですけれども、社経研ということで和歌山県の社会経済研究所の方もお見えになられまして、その中でやはりこういった研究所のコンサルティング部長のお話も聞く機会がございました。そういった形の中で、今後もそうなんですけれども、ご意見を参考にいたしまして改良してまいりたいなど、そのようにしていく方向でございます。昨年8月に社経研の方が来ていただいてございます。

そして、BCPがなかなか浸透していないのではなかろうかというような形のご質問もあったかと思えますけれども、例えばですけれども、いろんな大きな災害が来たときもそうなんですけれども、町のほうでは災害協定等々も締結させていただいてございます。というのが建設業組合とか管工事組合、そういった形のほうへ大規模災害のときでございますらばいち早く連絡をして、できるだけ早期ということで、いろんなケース・バイ・ケースの中で何もかもスムーズというような形は難しいかと思えます。というのが中断の中でできるだけ早期に立ち上げるとか、そういった形がこのBCPと私は認識してございます。いろんな形でしゃくし定規というんですか、教科書どおりにはなかなかいかないと思うんですけれども、こういった形の計画の中でやはり私も含めて職員もそうなんですけ

れども、頭の中に置いておかなければ次の動作ができないかと思えます。先般のときもそうですけれども、避難訓練等々でもそうですけれども、避難訓練になかなか参加されていない方は本番ではというような形のお話もあったかと思えますけれども、私もそのとおりだと思います。そういった形で今後もそうなんですけれども、実地も含めて、そして計画も含めた中で今後とも真摯に取り組んでまいりたいと思います。

また、先ほど議員から自主防災のお話もあったかと思うんですけれども、基本的な自助があって共助があって公助の中で、それこそ先般、3.11ということが日曜日ということで特集等々も多分テレビでもあったかと思えますけれども、その中でもたしか徳島大学の先生もおっしゃっていましたが、避難でもそうなんですけれども、まず自分で逃げろというような形のお話もあって、先般のはちょっと逸脱するかもわからないんですけれども、避難訓練なんか本当に必死になって頭を押さえて、そして揺れがおさまったという想定の中でいえば本当に全力疾走で走っているような形をテレビで見たんですけれども、いろんな形ですばらしい避難訓練だなと思いましたが、逆に美浜町で考えてみましても、先般も浜ノ瀬地区が高台のほうにということでしていただきました。それとともに我が駐屯地もコラボというような中で、こういった形でやはり訓練があるための訓練じゃなくて、いろんな形で実施、実地も含めた中の訓練というのに今後とも取り組んでいきたいと思えますし、それとともにBCPということで、事業継続の計画書をいろんな形で精査もし、そしてまたいろんな形で改良も加えながら今後とも取り組んでまいりたいなど、このように思っています。

何か抜けておたらば。

○4番（北村龍二君） 進捗状況ですね。コンサル。

○町長（森下誠史君） 4点目でございます。コンサルタントのチェック、これにつきましては担当のほうからご報告、ご説明させていただきます。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 北村議員の4点目の社会経済研究所に精査していただいた結果について報告いたします。

まず、社会経済研究所の方に精査していただいたのが8月でございますけれども、そのときに事業継続計画自体を持ち帰っていただきまして、いろいろと精査していただいた結果というのを10月18日にいただいております。

その中で、平成26年度に作成したわけでございますけれども、このときは地域防災計画、それと全庁型の事業継続計画をあわせて作成しております。地域防災計画と事業継続計画の整合性については、よそのどこの市町村よりも整合性がとれているというふうな、よく整合性がとれているよというお話をいただきました。その中で想定するシナリオ、業務展開というのも作成している、よく作成しているという中でございますけれども、議員がおっしゃられるように、まさに言われるように主担当課の人員が不足する場合とか、主担当課が中心として行うが、主担当者等の人員が不足する場合はどうしますかというふうなこと

も書かれております。それに対しての打開策としては、簡単なチェックリスト方式をつくるとか、簡単に言えばぱっと見て誰でも動けるようにやっぱりするのが理想じゃないかというふうな話をいただいております。

それと、その次に情報収集の部分なんですけれども、インフラや町役場の資源について、被害情報を収集、分析するためのタイムスケジュールなどが作成されていないというふうな部分も指摘いただいております。ただ私、そのときに1つ聞かせてもらったんですけれども、お話の中で、いろいろと基幹系であったり情報系であったりというデータのほうはどうですかというお話をいただきました。そのときにお答えしたんですけれども、基幹系については委託している南大阪の電算センターのサーバにデータがあったり、いろいろと情報系についても、サイバーリンクスですか、海南のほうの事務所のサーバのほうにデータがありますよという話もさせてもらいました。この部分についてはかなり重要ですよ、やはりデータ等がなければ全く進みませんということで、高台等にあるそういうところへ移動していることは非常に有意義やというふうなご意見もいただいております。

いずれにいたしましても、何点かはやはり現在の作成のトレンドというのものもあるよという指摘の中で、幾つかこういうようなところを改良すればというお話もいただいておりますので、そのあたり十分に考慮して改良し、またご意見などをお伺いしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） このBCPは職員さん側のほうですから、議員がワイワイ言うのもおかしくはないですけれども、どうですかという部分では一つ言わしてもうたという感じですね。避難訓練と一緒に、こういう訓練や実地も一度やってみてはいかがでしょうかというお話でございます。

次いきます。

我が町における太陽光発電パネルの環境への影響は。

家庭用太陽光発電を導入している企業や家庭が増加しております。次世代エネルギーとして注目を集めている発電も多くある中で、太陽光発電には期待もするところでございます。

環境に優しい売電も可能、また設置には、国、自治体からの助成金制度もあり、将来発電の条件や蓄電についても技術的に進歩していく可能性もあります。全ての家や建築物にソーラーパネルがついていたら、どれだけ日本中の電気代が節電できるのでしょうかと思うところでもあります。

しかしながら、土地の有効活用という点ではすぐれていると思いますが、家や会社の屋根に取りつけるパネルではなく、急斜面や平地に直接設置する太陽光発電パネルにはさまざまな問題点もあるのではないのでしょうか。

そこで、このような問題点の中のほんの一部でございますが、3点について質問させて

いただきます。

1つ目、今まではあいたスペースに太陽光発電パネルを設置し、有効活用を行う発電スタイルがほとんどでしたが、最近では樹木を伐採し、切り開いてパネルを設置するスタイルが多く見受けられますが、町として近隣住民に対して、今後何らかの対策をとらなければならない案件も出てくる場合もあるかと思いますがいかがお考えでしょうか。

2番目、ある地区では、宅地開発地への太陽光発電パネルの設置に伴い、豪雨時や崖崩れ等による下流水路へ土砂などが流入するおそれがないとはいえませんが、そのときの影響はどのようにお考えでしょうか。

3番目、当町において、太陽光発電パネルの設置を規制する町独自の条例などを作成すべき時期に来ていると思いますが、いかがでしょうか。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員の2点目でございます。我が町における太陽光発電パネルの環境への影響はのご質問でございます。

その中で1つ目が、設置されるパネルに対して町として近隣住民に対して、今後何らかの対策をとらなければならない案件が出ると思うが、いかがお考えかにお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、地球温暖化等による環境の影響からいえば、再生エネルギーがふえることは温室効果ガス排出量を抑えるためには大変有効であると考えてございます。しかし、空き地に軒並み設置し、施工についても規定どおりにされていないのではと心配のお声も聞いてございます。

資源エネルギー庁は、FIT法及びFIT法施行規則に基づきましてガイドラインを作成し、電気の買い取りを行ってございますが、50kW未満の施設につきましては規制がございません。ただ、国におきましても、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策がとられなかったり、防災、環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化したりするなど、種々の問題が顕在化していることも承知しているようで、平成29年4月にFIT法を改正し、20kW以上の既存の施設につきましても、平成30年3月31日までに施設の囲い、事業者及び連絡先を明記した看板を設置することが義務づけられてございます。

県のほうも、30年度で太陽光発電事業の実施に関する条例を策定予定でございますが、50kW以上の施設に対しまして規制をすると聞いてございます。電気事業法上、出力50kW未満は小電力発電設備となり、一般用電気工作物でございますので届け出が不要となります。国と県が再生エネルギーを推奨している以上、届け出不要の小規模施設につきましても指導は難しいと考えてございます。町が今できることがあるとすれば、破損した太陽光発電施設を発見した場合、施工会社やメーカーに対処を依頼するということになるかと考えてございます。

2つ目でございます。豪雨時や崖崩れ等による下流水路へ土砂などが流入するおそれは

ないとはいえないが、そのときの影響をどう考えているのかにお答えいたします。

太陽光発電事業に係る土地関係法令について多くの法令がございますが、一例を申し上げますと、森林法に基づき1ha以上の森林を開発する場合、県へ林地開発許可申請が必要でございます。許可を受けるには、災害、水害の防止、水の確保、環境の保全について基準がございます。県が指導、審査していますので影響はないと考えてございます。ただ1ha未満につきましては、今現在の影響については何とも申し上げられません。山林の伐採につきましては事前に町に届け出が必要でございますが、町は開発等について指導をすることはできない状況でございます。個人の土地に規制をかけることはなかなか難しいことだと考えてございます。何か影響が出たとすれば、やはり所有者の責任となります。

続きまして、3点目でございます。太陽光パネルの設置を規制する町独自の条例などを作成すべき時期に来ていると思うがにお答えいたします。

現在、和歌山県におきまして、2月定例議会に和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例を提出してございます。条例の内容といたしましては、50kW以上の太陽光発電設備を設置しようとする場合、県、関係市町村と事前協議を行い、これまで事業者から十分な地元説明がないことが住民の不安を招く一因となっていることから、地元説明会を経た後に知事が計画の認定、不認定を決定するというものでございます。これによって、一定規模以上の設備につきましては県によって管理されることとなります。3月20日に県による説明会が開催されますので、町からも出席することとなっております。

町独自の条例についてでございますが、現在のところ考えてはございません。まずは県が設置する条例や規則の説明を聞いた上で今後の対応を考えてまいります。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 再質問にいかせていただきます。

改正FIT法では、確かにメンテナンスの実行やフェンス、侵入防止柵の設置と立入禁止の看板設置、みなし認定、売電等々の変更は多々ありますが、あくまで所有者側、オーナー側から見た感じがある法規制でございます。営利目的側から見るのではなく、自然環境、生活環境、景観環境に及ぼす影響や災害、発生に対する近隣住民に対しての不安が拡大してきているという懸念のほうのことを私は述べたいと思います。

どうにか当町でも払拭できたならなど、そういう思いでなかなかの苦戦を強いられましたが、いろいろ考えてきました。私は町で述べたように太陽光発電を反対しているのではなく、問題解決の調和のとれた町づくりができたらと思っているわけでございます。太陽光パネルの破損もしかり、時間帯によってはパネルの方向次第では民家の壁を照らす反射で家の中の温度が上がる、こういったことも当町でも起こっております。そういうお話を聞いております。国も、先ほど町長がおっしゃられていたように、安全性の確保、発電能力の維持のための十分な対策がとられなかったり、防災環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪くなったとかそういう問題を承知していると、和歌山県でも和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例でほぼ施行されると思うのが今の現状でございます。そして、

こううたっております。和歌山県でも太陽光発電の実施について、必要な事項を定めることにより、県民の理解と本県の環境との調和を確保し、本県の環境にふさわしい太陽光発電事業の普及を図ることを目的としているとなっております。また、地域住民は、環境保全等の見地から意見を述べることができ、県は申請の内容について市町村長に意見を聞くとなっているのですから、十分当町の独自の環境アセスメントに沿った適正に運用されるような調和のとれた市町村マニュアルがつけられると思うんですが、いかがでしょうか。

これは1番と3番、一緒に結構です。今の1番と3番の意味で結構です。

そして、2番目の土砂流入の件ですが、おっしゃるとおり個人の土地に規制をかけることはかなり難しいとは思っております。しかし、パネルを設置する際には、森林法も含めまして、ある程度斜面を丸裸にするということは保水力もかなり低下するのではないかと、そのときの設置状況もさまざま、コンクリートで基礎をつくって設置する場合やパイプフレームではめ込むような設置の仕方もあると聞いております。

そして、また、これも強度の問題、電気事業法で技術基準であると思うんですけれども、そういったのもあると思います。流れ出た土砂はどちらの方向に流れていくのか、またその土砂は住宅に向かうのか、はたまた公道に流れ込むのか、また崩れたパネルはもしも線が切れていなかったら発電を続けるらしいです。ですから、そういうことが起こるといことは、発火のおそれや感電も考えられるようになってくると思います。

平成27年の9月と10月に、1つは仙台市、1つは高知市で太陽光発電施設での斜面の土砂崩れが発生し、土砂とパネルで道を塞ぎ通行止め、住宅が建ち並ぶ真横やっらしいです。こういう場面でも、先ほどおっしゃったように事業者さんが公道もしかり住宅もしかりで、事業者さんに頼んどかよと言わなければならないのかどうかというのも一つです。

当町も、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が西山付近にはたくさんございます。和歌山県は、それだけでなく台風の通り道に加え大雨が多い地域、通常でも1時間に何十mm、30mmや10mmはざらですけれども、100mm近くとか100mmとか大雨なんてざらにあると言える当町で、溢流水が例えばどうなるかということに非常に将来も怖い状況でございます。

今後、新規のソーラーパネル設置に関しては、和歌山県太陽光発電の実施に関する条例に排水計画は今回認定基準に入っております。しかし、既存のものは気になるところでございます。町長、ぜひ一度この問題を町独自で考える機会をつくっていただきたいと切に願います。この2点、お願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員の再質問でございます。

まずもって、町独自の条例云々というような形がございました。これに関しましては、私、先ほどご答弁をさせていただいたとおり、まずもって県の条例が2月の定例議会のほうで上程というような形になってございますので、それを見ながら、今後ですけれども検討してまいりたいなと、このように思っております。

続きまして、議員のおっしゃることも重々わかってございます。ただやはり逆に議員もわかっているかと思うんですけれども、日本でいえば私権というんですか、所有権というふうな大きなくくりというか縛り等々もございまして。そういった形の中でやはり私権の大きさということもございまして。そういった形の中で先ほど私自身もご答弁させていただきましたが、太陽光発電パネルということもございまして、国の施策の中でもそうなんですけれども、再生可能エネルギーというような形の中でふえるということ、これはいったらベターなんですよね。それと、私権の中でもそうなんですけれども、例えばですけども、遊休地の再利用というんですか、その辺に関しても私はいいことだと思うんですよね。ただ議員が先ほどおっしゃった近隣とのというような形でいえば、やはりそれにつきまして現時点でいえば私権もある中で、町としましたらこういった形になっていますというような形で依頼をしていかざるを得ないのではなかろうかなと、このように思っております。

それと、議員の話の中で森林と、どこを指しているのかちょっとわかりかねるんですけれども、例えば森林法ということで、1万㎡以上の開発等々というような形でもございましたらば林地開発許可申請となろうかと思っておりますので、その辺で例えばその1万㎡の森林の開発等するというございまして、県のほうの許可申請ということも必要になってこようかと思っておりますが、その辺はそれで私自身はクリアできるのでなかろうかなと、このように思っております。

改めてなんですけれども、小さな本当にそういった形にならないところに関しましては、遊休地の再利用とともに逆に近隣とのトラブル等々に関しましては、今後ともそうなんですけれども、事業者もしくはメーカーというような形の中で、何かあれば町のほうからも、その辺はこうなっていますよという形の依頼というふうな方向で、現時点は推し進めていかなければならないのではなかろうかなと、私自身はこのように考えてございます。

以上です。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 森林法というのは、町長がおっしゃっていた森林法の中にもあるから、こういうのも一つと違いますかという中のたまたま実例で話ただけで、美浜町が森林法どうのこうのということをお話しさせてもうたんではないです。国策ということで、太陽光発電パネルを国策にしなかったらこんなことにはならんとは思いますが、今さらこんなこと言うたら怒られるので言えないんですけども、事業者も利益の追求をしていかなければならないんですから、それなりの大変な建て方というたら怒られますけれども、そういうことももしかしたら出てくるかもわかりません。ただ日本というのは、狭い国の中でも世界で4番目に太陽光のパネルが多いと、あとはイタリアやドイツやアメリカみたいな大きな国と余り変わらんと、ドイツ、イタリアは多分もっと多いでしょうけれども、そういった中で先ほども言わしてもうたように、雨が降る量がこれだけ多いんです

から、台風の通り道でございます。やっぱりそういった独自の、兵庫県のほうでも自治体で独自につくっているところ、兵庫県以外でも、太陽光発電に関しての問題は多々できております。兵庫県多可町とかはやっていると思います。

そういったことで、できない、できないと言うのではなく、これ、いずれすごいことになる、太陽光パネルですごいことになってくると予想します。予想とか思うというのはよくないのかもわかりませんが、現実的にそうなると思うことでございます。田畑に至りましては、それは休耕田に対して再利用という形でという太陽光の発電はよくわかります。ただ、例えばほんなら、どこかそんなんじゃなくて、全国でも木を伐採して太陽光パネルをつくるということは、エネルギーを得るために自然を壊すみたいなそんなところもあるので、僕はその辺は余り理解ようせえへんところですが、最後にもう一度、町長、県が先やという感覚、ニュアンスはわかりますけれども、町独自でやっているところもありますし、今後のことを見据えて、県が出たら検討と言わんでももうちょっと動くよと、動くよですよ、やるよじゃなくて動くよというぐらいのお気持ちをいただきたいと思います。お願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員にお答えいたします。

やるよというような形で大きく胸を張って言いたいですけれども、なかなか難しい。先ほど言ったとおりで所有権というような形、私権の厳しさ等々もございます。まずもって県のほうで現在上程してございますので、その辺の動向と、そして条例等々も勉強しながら今後検討してまいりたいなど、このように思います。私も、土地の有効利用とともにギャップもあるのではなかろうかなということも少しは感じているような状況でございます。

以上です。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

再開は14時35分です。

午後二時二〇分休憩

——・——

午後二時三十五分再開

○議長（高野正君） 再開します。

9番、田淵議員の質問を許します。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

午後お疲れのところと思いますけれども、最後の1人、おつき合い願います。

1つ目、学校における防災教育の強化。

議員として心得ておかねばならないことなのに、何も気づいていなかった、研修等を受けて初めてそうだったのかと気づくという情けない話からであります。

以前にも、チャイルド・プアの一般質問をさせてもらったことがありましたが、この問題も今の時代、ここまで深刻化していることを私は全く知らなかったことの一つでありましたが、今回の質問も研修を受けてその大切さに初めて気づいたものであります。また、講師の先生からも「地方議員としてぜひとも議場で発言しておくべきです」というお話もあり、今回、学校における防災教育の強化と題しまして質問させていただきます。

少し横道にそれますが、この研修は滋賀県唐崎の全国市町村国際文化研修所で本年の1月に「防災と議員の役割」という題での研修でありました。ちなみに美浜町議会からも4名応募いたしました。希望者が多かったために抽選で私1人が選ばれてしまったというものであります。また、日高町議会からも2名の方が参加しておられました。ちなみに60名の定数に300名弱の応募があったとか、この数字は、この研修所の応募率の最高だとか、いかに関心が高いかということがよく理解できる場所です。

さて、話を戻しますが、その中で明治大学大学院政治経済学研究科の特任教授、中林一樹という教授の講義であります。その中で、もっと学校防災の強化に目を向けるべき、「隗より始めよ」が大切という話であります。その要点は、防災に関する取り組みはいろいろとあるが、基本は子どものころの防災教育であるということであり、結論から言いますと、防災にどれだけ強い町をつくるかという基本は、子どものころにどれだけ防災に対する知識を習得するかで決まるというものであります。ある意味で我々大人は、喉元過ぎれば熱さ忘れるというところがあるということなのかもしれません。

講義の内容は長いので紹介し切れませんが、「率先避難者たれ」と、子どもが率先して避難を始めたことにより地域住民も救われたという、美浜町でもご講演くださいました群馬大学の片田教授の「釜石の奇跡」の話が、教育の場における防災教育の大切さの話も紹介されました。また、石巻市の大川小学校の悲劇の話。告訴、責任の追及という話もごさいます。子どもを亡くした親からすればその心情も理解できますが、ある方向から考えれば、先生を含め、防災に関する知識のなさが、子どもだけでなく先生をも含めてあだけの犠牲者を生んだのであります。

そのようなことから、先生がおっしゃっておられるのは、地震、津波だけでなく、防災に関して全教科の中で行うべきだということであり、例を挙げれば、理科の授業で地震や台風のメカニズムを、社会の授業では防災の歴史やハザードマップについてを、国語では「稲むらの火」等災害文学を、算数では地震の伝わるP波とS波の違いから震源地の計算の仕方や、台風時における風速の計算、美術では言語を超えたピクトグラム、絵文字のことだそうでございますけれども、そのようなものに対する知識や作成、音楽では、災害から生まれた歌や、災害時における音楽の力というものについて、さらには英語における防災用語の理解、道徳の時間における支え合いということや、災害に対する配慮、理解等、さらに技術の時間では、地震における家具の固定や耐震構造、家庭科の学びでは非常食に関する知識、体育の時間では、災害時における自分の体力、また災害時における保健衛生知識等々、取り組む気になれば千差万別いろいろなことが考えられますというより、

あることを教えられました。

そこで、教授からの示唆でもありましたので、町における子ども教育の場における防災教育の現状はいかにあるかということについて、1点お伺いします。

また、次に、この防災教育の必要性の指摘を受けてどのように考え、今後の取り組みはいかにあるべきと考えるのかという点の2点についてお伺いします。

つけ足しですが、当然、学習指導要領や教材、予定されているカリキュラム等々それぞれの条件、事情もあろうかと思えます。さらに、さきに申しましたように、ある意味で素人の質問でありますということもつけ加えさせてもらってお伺いします。

さらに、少し話題として紹介させてもらいます。

報道機関でも紹介されていたように思いますが、教授は講義の中で触れられませんでした。資料を見ますとこのようなことが書かれておりました。特定の先生1人に任すのではなく、全校で防災の教育、学習が継続できるようにするには、全学で学校ぐるみの防災教育が非常に大事なんだと思えます。そんなこと、どこかでやっているのかと思われる方もいられるかもしれませんが、やっているところがあります。和歌山県の田辺市の中学校は、全教科でこういう防災教材をつくって取り組んでいるのです。

昨年、仙台で行われました国際防災の日のとき、強靱化グランプリの総理大臣賞ももらったのは、田辺中学校の「全教科を通して防災を学び地域を学ぶ」という取り組みでした。教育会議で提案し、誰かが声を上げなければ動きませんということをつけ加えて質問させてもらいます。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（高野正君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 田淵議員の学校における防災教育の強化について、教育の場における防災教育の現状はいかにあるのか、そして防災教育の必要性の指摘に対して今後の取り組みはいかにあるべきかということについてお答えをいたします。

まず、1点目につきましては、議員ご指摘のとおり、小中学校では各教科及び領域の目標達成に向けての授業を日々行っております。そして、それらの目標に向けて行われる授業内容を防災という観点から分析すると、議員ご指摘のようにさまざまな教科及び領域において防災に関する学習を行っていることがわかります。

例えば理科では、議員ご指摘の内容以外にも、流れる水の働きを実験を通じた体感を伴って学習し、大雨のときの洪水のメカニズムを学んだり、社会科で災害時の公共機関の業務や人々の協力の大切さを学んだり、また総合的な学習の時間に防災ということテーマに調べ、まとめ、発表するといった学習を行っていること等が挙げられます。

次に、2点目につきましては、議員もご指摘のとおり、全校的に防災教育を行うことが大切になってくると考えます。年間指導計画の中に防災教育の内容を盛り込み、全教員が自校の防災教育の取り組みが、いつ、どの学年でどのような形態で行われるのかを把握することが必要になってくると考えてございます。

さらに、日々の授業の中で防災教育にかかわる内容を学習させるときには、教員が可能

な限り児童・生徒の身近な事象に関連づけて授業を行うことが大切になります。身近な事象にひもづけすることで、児童・生徒が獲得する知識が生きて働く知識となり、いざというときに使えるようになってくるというふうに考えます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 先ほど北村議員のほうからBCPのお話がありましたけれども、ちょっとこれ大切なことなんで、横道にそれる話ではなしにありましたけれども、同じ研修の中で、教育だけじゃなしに全員の職員の方に聞いておいてほしいんですけども、地域防災計画というのがどこのまちにもあると、しかし地域防災計画の中に復興計画が盛り込まれた地域防災計画を持っているところは少ないと、それで教授がおっしゃったんですけども、地域防災計画の中に復興計画も入れるべきであると、復興計画が入った地域防災計画とイコールで長期総合計画がイコールでなければいかん。なおかつイコールで、今、二階代議員さんあたりが提唱しておられます国土強靱化計画、この3つをイコールで結べと、そうでないから、結局あの三陸のときにも、復興計画はどのような形にしよう、美浜町は将来もし何かでこの形にあるという夢が描けていないんで、もたもたして余計にいろんなエネルギーが要ると、このことは非常に大切なことだだと思いますんで、学校教育も含めましてひとつお願いしておきます。

今の教育長の話に特化いたしますけれども、ご答弁を聞かせてもらった、任せておけ、大丈夫だと受け取りました。この話の中には、例でも挙げさせてもらいましたけれども、「釜石の奇跡」と言われるところと大川小学校、どちらも見せてもらいました。大川小学校のあたりに流れている空気というものの重さというのは、私だけではなしに、行った者全てがやっぱり何とかならなんだんかという思いになると思います。こういう非常によい例、また悪い例、2つあるんですから、そこのところを考えてもらったら、私が再質問でとりあえずこうしてください、ああしてくださいということを言う必要はないと思いますんで発言させてもらいました。よろしくお願いしておきます。

その中で、ただ1つ、もしわかったらなんですけれども、田辺の全科の教育というのはどんなことをされているのか。もし今ご存じだったら、1つ2つ紹介して下さっても結構ですし、もしわからなったら、何かきっかけにこんな資料があったんやと、資料でもあったら、また教えていただけたらなと思いますんでお願いします。それだけです。

○議長（高野正君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 申しわけありません。田辺市内の件につきましては把握できておりませんので、また調べてお知らせをしたいと思います。

今、田淵議員のおっしゃられました中身につきまして、現実的には現在の学校では、避難ということが防災教育の中身であるというふうな端的な押さえ方しかできていないというのが現実だろうと思います。今、田淵議員が提案されました中身につきましては、やはり必要だろうと思いますので、来年度の教育計画の中で防災教育ということの特化した形のを拾い上げて一つの形にしていきたいな、一遍にはなかなかならないと思いますが、

少しずつ完璧なものにつくり上げていきたいなと、そのように思っております。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 次の質問に入らせていただきます。

地方創生への取り組みということで質問させていただきます。

地方創生とは、2014年、平成26年9月3日に発足した第2次安倍内閣が掲げる主要な政策の一つで、ローカル・アベノミクスともいう。内閣府特命担当大臣も新設し、まち・ひと・しごと創生をキーワードに、東京一極集中を是正し、国内の各地域、地方がそれぞれの特徴を生かすことにより、地方の自立的な活性化を促し、地域社会の問題を解決、地域における就業機会の創出等、自立的で持続的な社会を形づくり、魅力あふれる地方を築くこと。結果、地方の人口減少に歯どめをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策である。以上の文言は、ネットで地方創生と検索して出てくるリード文を幾つか組み合わせて文章化したものでありますが、この文章で地方創生事業の目的というものをごそれなりに表現できていると思います。

さて、当美浜町における地方創生への取り組みは、中央より、西山地方創生統括官をアドバイザーとしてお招きし、いろいろとご指導、ご教授いただき、政策を決定、そのために必要となる財源確保、さらにはそのための施設の設置と、いろいろご尽力をいただきました。その結果、今議会でも必要条例の提案も行われ、本格的な始動にまでこぎつけた現状にあります。

一方、議会議員、私のほうから振り返ってみれば、西山統括官が来られる以前から、執行部のほうより、新しく取り組む地方創生事業の内容等々についての説明が何回もあり、その中で各職員から出されたたくさんの取り組みアイデアの紹介もございました。その中で私が発言させてもらったことを今でも記憶しております。それは、地方創生事業への取り組みについて職員の方からいろいろなアイデアが出されているが、この中で悪いものは一つもない、みんな正解だ。仮に、この浜に打ち上げられた流木で椅子をつくり住民の憩いの場をつくるというアイデアがあるが、これも正解だと思う。しかし、どのような取り組みであっても、地方創生「まち・ひと・しごと創生」の目的、いわゆる美浜町の人口減少に歯どめをかけ、自立的で持続的な美浜町を築くという結果に結びつかなければどの手法ととってみても失敗だ。文言は正確ではありませんが、意味としてはそのように発言させてもらったことを記憶しております。

そのときに課員の方が、「田渕議員、これからです。今はまだアイデアが出された状況ですが、これからいろいろと議論を尽くして話し合う場もあると思います」と言ってくださいました。そのとき私もそのとおりでございました。しかしです。それから今日までどこでどのように進行しているのか、我々議員も参加したと実感の持てる議論する場があったのかなかったのか。少なくとも地方創生会議の日程をお伺いし、その場に傍聴に行かなければ現状で行われていることがわからない。このように議員として必要な情報を集める

ためにおのおのの集會に傍聴に行かなければならない政策は、結構長い議員生活の中でも初めての経験でございます。

確かに「このプランはこのように決定しました」、「運営上必要ですから、このような条例を策定します」等々、必要な報告は当然議会にあり、賛成もさせてもらいました。しかし、職員の方が言ってくれたような地方創生に参加させてもらっている、この事業は我々も参加してやっているという実感の持てる議論の場は、ついぞやなかったように感じているのは私の間違いでありましょうか。しかしです。そのような瑣末の事柄はどうでもよいのであります。

さきに述べましたように、この事業の目的、目標は明快であります。したがって、私の質問も単純明快であります。この質問であります、本格的に4月よりこの事業を展開するに当たり、町長はさきに述べました地方創生事業の目的、目標をにらんで今後どのような期待を抱いておられるのか、見解をお示しいただけたらと思います。

以上、よろしくご答弁お願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の2点目でございます。地方創生への取り組みのお尋ねでございます。

本格的に4月から事業を展開するに当たりどのような期待を抱いているのか、見解はでございます。

地方創生事業について、谷議員の答弁と重複する部分があると思いますが、ご理解をお願いいたします。事業に関連する施設の整備については、今年度末をもってほぼ完成します。新年度からは運営に向けての準備期間を経て、本格的に稼働します。運営を担っていただける方には、その施設を活用し、収益事業を行っていただく予定でございます。

私の思いといたしましては、地域の元気がなくなっていく、集い、憩いの場所、また特産品を販売するところがないなど、このままでよいのか、何か策はないのかと考えていくうちに、国の補助金を活用しての地方創生事業により、地域活性化の活路を見出した次第でございます。

国策ではない独特の移民文化を持ち、アメリカ村と呼ばれた三尾、カナダ移民の文化を継承し、アメリカ村タウンウォッチングルートの開発、移住推進などによる地域活性化、また吉原公園周辺の老朽化した遊具などを整備し、保安林内で樹木と親しみながらの憩いや多世代交流の場の創出、地元特産品、特に松ブランド品の販売場所の立ち上げによって集客につなげる煙樹ヶ浜活性化、どの事業も地元住民のご協力をいただき、今ある資源を最大限に活用、改良し、人口減少に歯どめをかけ、雇用を創出し、地域を活性化し、魅力あふれる町を築いていけるものと期待を抱いているところでございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 再質問に入らせていただきます。

町長のご答弁を伺わせてもらいました。この創生事業という事業、最初から計画を消化

していくのに仮定の目標、KPI、キー・パフォーマンス・インディケーター、またKGI、キー・ゴール・インディケーター、パフォーマンスとゴールというものが最初から決められております。

町長は、いろんな活動をする中で、人口減少に歯どめをかけ、雇用を創出し、地域を活性化し、魅力あふれる町を築いていく、いけるのではないかと考えてございます。何の異論もございません。多分、全員そのことは願っておると思います。

その中でも、地域を活性化し、魅力あふれる町を築いていくということは、人口減少に歯どめをかけて雇用を創出すれば活性化できて魅力あふれる町になる、イコールで結んでもいいと思います。人口減少に歯どめをかけて働く場所さえつくれば、結果は後から出てくると言い切ってもいいように私は考えております。

先ほどのKPI、KGIじゃないですけども、日本古来の話に、風が吹けばおけ屋がもうかるという話がございます。ご存じの方、当然でしょうけれども、風が吹いたらごみが立って、ごみが目に入って目の病を云々で、最終的に三味線をつくるために猫がなくて、猫が不足するからおけ屋の輪っかがかじられてという話らしいです。

今申されましたように、プロジェクトABCが、どのような経過をたどって人口減少に歯どめがかかって雇用が創出できるということにつながるのか。風が吹けばおけ屋がもうかるのように、わかりやすくご説明願いたいと思います。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の再質問でございます。どういった方向で人口等々が見込めるのか、そして雇用の創出はどのような形のご質問であったかと思っております。

地方創生の原点でございますが、先ほど田淵議員からの質問でもございましたとおり、今は集中して、そして地方が疲弊しているような状況でございます。それを何とかしていくというのが地方創生の原理原則だと私自身も認識はしてございます。

そういった形の中で美浜町に置きかえますと、例えばですけども、美浜町の雇用の創出もそうなんですけれども、特産品等々が、先ほど私自身述べさせていただきましたが、例えば松ブランドの特産品を購入する場所もないということの中でいえば、地場産品、そしてこういった形のいけばそこで働く人もいらっしゃいますし、いろんな形の多世代の交流等々も含めた中で、そこへ来ていただいて、そこで住民の方々が交流をする場づくりも私はなると思っております。

また、人口の増ということでございますが、これとともに移住推進等々もいろんな形で含めてということになるかと思うんですけども、美浜町の例えばプロジェクトCでもそうでございますが、アメリカ村、カナダというふうな国策ではない、本当にその地域の人たちが何とかしていかんとという方向の中でカナダ移民が、カナダ移住が進んで、そういった形で昭和の初期でございますが、いろんな形でお金をためて、そしてまた故郷に錦を飾る、そういった形でおうちを建てられたということはあったかと思うんですけども、そのおうちにしたって、議員ご存じのとおり、シロアリ等々の老朽化の中で現存する

おうち、建物が減ってきた、少なくなってきた、そういった過去の歴史とともに一つの観光の目玉ともなるべきものを町のほうで地方創生の中で保存して、そして多くの人に美浜町の三尾のこういった形でアメリカ村、カナダという歴史があるんですよ、そしてそこに対して、一度お試しじゃないですけども、ゲストハウスとかそういった形の中で三尾へお試しということで泊まっていただく、そしてタウンウォッチングコースとか、そういった中で雇用の創出とか、いろんな形で私、可能性としたらあると思うんですよ。

また、プロジェクトBもそうなんですけれども、松林というような形の中でいえば、これも企業との関係もあるんですけども、なかなか今までは手つかずと言ったらおかしいんですけども、保安林の中で地産事業も含めて、現在は整備されてきつつございます。それとともに、老朽化した遊具を撤去いたしまして、その遊具を改めて設置し、そしてそれとともに遊歩道とか散策道も整備し、そして建屋も2つつくる中で、そこで雇用とか、そこまでまだできてはいないんですけども、いろんな協議会の立ち上げの中でみんなで考えて、そして次の方向、方策を考えていただく。

そして、プロジェクトAは、先ほど私自身もご答弁させていただきましたが、地元の産品を購入するところもないというような形の中で、地元の人たちの交流の場もできていると思います。即座に雇用がどうですか、そして人口がどうですかというのはなかなか今ここで胸を張ってそれこそ言えるわけではないかも知れないですけども、その方向で皆さんとともに、そして協議会もそうでございます。一生懸命前を向いて取り組んでいただいております。それに対しまして、私自身もほかの議員さんのほうにもご答弁させていただきましたとおり、側面的とかそういった形の中で、行政もお手伝いというんですか、バックアップというんですか、していきたいなど、このように思っておる次第でございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 議長、ちょっと質問にカウントしないでください。質問の中でキー・パフォーマンス・インディケーター、パフォーマンスもゴールも決められた事業でしよう、ここから言うているんですよ。お金を取るためにはパフォーマンスとゴールはこうですよという書類があつて出して、それで答えが来ているんでしょう。町長、ご答弁くださっていることは零点だと思いませんか。でも、どういう流れでこれが目標達成できるんですかということの答弁になっているように思わないんですけども、議長はどう思われますか。

○議長（高野正君） 町長がそうお答えになるから、町長のご答弁に私は一々反応してお答えするわけにはまいりません。当然のことです。

○9番（田淵勝平君） 1回は1回にカウントされるんでね。不十分だと思います。

○議長（高野正君） だから、質問の方法を変えてください。田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 質問の方法はどんな変え方があるんですか。これ以外方法はないやん。

○議長（高野正君） 地方創生統括官。

○地方創生統括官（西山巨章君） K P I についてのご質問についてお答えいたします。

プロジェクトABCというのがございまして、プロジェクトAは加速化交付金を使っている事業でございまして、の一つとして、加速化交付金自体はいろんな事業に使っているんですが、そのうちのプロジェクトAについてもアンテナショップというのをつくるというのがお題目でございまして、なぜアンテナショップかという松製品関係を、先ほど町長も申しましたとおり松キュウリを売る場所が、一番我々の関心事が「松キュウリ、どこで売っているんですか」と言われたときに答えられないのが一番つらかったんです。アンテナショップというのは実験店舗という性格でございまして、松キュウリを売るということが一つの目標でございました。

結果として、K P I は松関連製品をふやすということが目標で、これは倍になっています。副次的には、我々の想定外だったんですが、そこに出てこられる方は町内の飲食店の方とかそういう方を想定しておったんですが、野菜農家の方もいろいろ出品されておられますし、あとインテリア関係も、全然我々も知らなかったような方がたくさん出ておられて、販売して、自分たちがつくったものが売れる喜びというのを感じておられて、結構それで金額的には1回につき100千円前後は売れておりますので、かなりの平均所得の増にはなっております。

それは、直に人口増加というと齟齬はあるんですが、プロジェクトBにつきましては、このK P I が今後のまだ実績が出ていないんですが、目標とするところは吉原公園周辺の部分での売上高、それから吉原運動公園周辺に来る人の数、最後はK P I というよりもK G I になるかもわからない、ゴールになるかわからないんですが、新浜地区、吉原地区へ来る人口の増というふうに設定しております。実際、収入額で見込んでおるのは産品コーナーであるとか、もしくはファブラボをどういう使い方をするかというのでいろいろ検討しているんですが、ファブラボの使用料であるとか、あと広場も今度整備されるので、そこで例えばドッグランをすとか、あとこのたび一緒にやった治山事業のほうで松林以外の木をかなり切っています、松林に純化したような部分になっていますので、松葉堆肥もかなり質のいい松葉堆肥がとれるんじゃないか。増産しようとなっていますので、田淵議員ご存じのように松キュウリ業者は23あるんですが、そのうち9業者にしか、それも十分に松葉堆肥を供給できるような体制にないんですが、23松キュウリ農家の皆さんに配分した上で、さらに超えた分については個人向けに売るということも目標には置いております。

そういうことで、まだ実績が出ていないので、目標だけの話でありますとそういう収入額をふやす、それからあとは多世代交流の町とするというようなことによって集客数もふやす、あと起業の場にしようということで、今起業についても、リノベーションスクールをしてはどうかとか、そういうふうな議論もしておりますし、プロジェクトCにつきましては、これもK P I がレストラン、ゲストハウス、カナダミュージアムの収入額、それか

ら3施設に来る来店者数というか入場者数ですね。それから、これはゴールになるのかわからないですけれども、三尾地区の人口増というところを置いております。もちろん当然、3施設という狭い話になるんですが、レストランとかゲストハウス、ミュージアムにつきましてもリピーターが来ないと収入増にはなりませんので、いかにハードとソフトをリンクさせるかというのが大事でして、そのためにタウンウォッチングコースの開設であるとか、あと子どもたちに英語を教えて、英語版の語り部ジュニアを育成するとか、そういうソフト事業もあわせて、絶えず何かアメリカ村へ行くと何か楽しいことやっているぞというのと、入場者数をふやすということをしています。

A B C トータルでいいますと、最近私もよく美浜町以外の人から聞くんですが、美浜町って今すごくおもしろいこといろいろやっているよといううわさをよく聞くんです。美浜町って楽しいところだよと、最終的には楽しい町だよと、美浜町に住んだらいいことあるよというふうに思っていて、結果として美浜町の人口増に、もしくは人口減少の歯どめとかにつながっていけばいいかというのが私が思っているK P I であり、ゴールでございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） パフォーマンス、経過については、今、西山統括官のほうでお話しいただいたのは、おおよそ予想もしておりました。

中で美浜町、何か楽しそうなことやっているね、物すごく町づくりについては好きな言葉であり、大切な言葉だと私も思います。そんなことからしたら、この3月議会でこの議場で西山統括官とまみえるのは最後になろうかと思えます。もっとその話を2年前くらいからしたかったなと私は思います。

それはさておきまして、じゃ、風が吹けばおけ屋がもうかるですけれども、町長。町長の中にやっぱりネズミが繁殖してというところまできちっと描かれているんですかね。1回目の質問、同じ質問になるんですけれども、議長が方向を変えなさいと言いますんで、方向を変えて一番大切なところをゴール、人口がふえて創出がある、お金がもうかってすばらしい町になる、経済が復興して地方が、そこまで町長は本当に信じておられるんですかね。もう一度お伺いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

信じているというんじゃなくて、地方創生という事業の中で、先ほど私自身ご答弁させていただきましたが、いろんなことをしながら魅力あふれる町を築いていけるものと期待をしているところでございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ご答弁は結構ですんで、感想を私の思うところを述べさせてもらって、考え方を聞いていただくだけで結構です。

町づくり、村づくりというのは、以前から、行政の中で一番何が大切かと私聞かれたら

生涯学習という概念だと思うんです。その中でも特にこういう町を運営していく中では、ソーシャルキャピタルというものが大切だと思っております。お互いの信頼、結局同じだけの労働力と同じだけのお金をかけても、成果が出てくるか出てこないかというんは、結局生涯学習による町づくりと申しますか、ソーシャルキャピタルが育っているまちと育っていないまち、これも昔から私、生涯学習という視察は機会あるごとにさせてもらってきた中では、ほとんど確信に近いです。ぼっと刺激を与えたら、西山統括官が言われたようなものが成果がさっと広がる。幾らお金をつぎ込んでも何の反応も示さん。次の質問にもかかわりますけれども、町づくりというのはそんなものやと私はしております。ただ町長が今おっしゃっていましたように、本当に地域が活性化して魅力あふれる町づくりを築いていくというものについてみたら、説得力がないということを感想として申し述べておきます。ご答弁があればなんですけれども、私の感想として、もしなければ次にさせてもらいますが、いかがですか。いいですか、もう次に。

議長、次いきます。

最後の3つ目の質問です。行政評価・P D C Aサイクルについてお伺いします。

地方自治体というものは、そのまちの特性がいろいろと相まって、千差万別の様相を示しているというのが常であります。しかし、高度経済成長の終えんから二十数年、自治体運営にじわりといろいろな制約がかかってきているというのが共通の現状であり、今の行政課題なのではないでしょうか。

さて、年の初めに当たり当初予算を組むということは、関係者にとって1年の大きな仕事の一つだと思います。近年はどこのまちでも、財政が行き詰まらないために行政改革を行い、経費節約に取り組んでいる現状にあります。経費節減が必要だから削減するということは理解できます。しかし、本当にそれだけでよいのかなということでございます。

ここで皆さんによく考えていただきたいこと、マイナスシーリング等々単純な経費削減という手法だけを行っていけば、自治体はだんだんと縮小してしまい、結果、まちにとって一番大切なまちの力、自治力そのものを喪失してしまうという方向に進んでいってしまうということでもあります。そして、それよりももっと怖いことは、その方向に進んでいるということに気づけないことだと思っております。

今、我々に求められているのは、行政改革における自治体の活力であり、自治力の強化策でございます。自治力の強化を忘れてしまって、地域は活力を失い、地方創生は進まず、結果、まちは疲弊していくのは明白でございます。

このことから、行政改革における経費節減は、地域の活力・活性につながる仕組みというものを組み込んだ伏線型、伏せた伏線、また線が2つあるという複線型でなければならぬということでございます。

しかも、それは中長期的なものだけでなく喫緊の課題であり、地域の再生というものに帰着するものでなくてはならないと考えてございます。そのような方向に自治体を運営していこうとすれば、まず必要になってくるのは、現状はいかにあるかという現状把握でござ

ざいます。現状把握なくして、地域の再生プランはつくれません。あやふやな現状把握から生まれたプランは何を生むかは明白でございます。

そこでですが、町長は29年度の施政方針でこのようなことを述べられました。「最後に計画の進行管理でございます。長期総合計画・後期計画については5年間PDCAサイクルを回しながら検証していくことになっていきますし、その他の計画につきましても同様であると考えてございます」。ちなみにこの文言は、去年、30年度の施政方針でも一言一句全く変わってございません。これは町長がPDCAサイクルを回しながら行政運営を行っていくという施政方針に何の揺るぎもないという意思表示を示していると判断いたします。

ちなみに質問ですが、長期総合計画等々となると範囲が広くなり過ぎて時間的にも限界がございます。焦点もぼやけてきてはいけないと思いますので、今回は施政方針についてお伺いします。本年度の施政方針は、29年度のPDCAサイクルを回した結果、30年度のPDCAのプランを作成し、それを大所高所から見て文章化したものが30年度の施政方針であろうと判断します。

そこで、そのもとになった29年度の行政評価・PDCAサイクルをどのように回した結果か。中でもどのようなチェックがあり、どのようなアクションが30年度の施政方針の文言につながっているのか、見解をお示しいただきたいと思います。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の3点目でございます。行政評価・PDCAサイクルのお尋ねで、その中で29年度の行政評価・PDCAサイクルをどのように回した結果、30年度の施政方針につながっているのか、見解はでございます。

平成30年度予算への反映の状況でございますが、例えばマイホーム取得支援事業やヒマワリ植栽事業などは効果が限定的であるという判断によって廃止するものでございます。また、ふるさと納税の増額は29年度の取り組みの結果を検証して増額したものでございます。そのほかの事業も、新年度予算要求の前に各課で平成29年度実績を見通した上で、新しい要素を加味して予算化していますので、そういう意味ではプランに対してチェックした上で予算に反映させているということになります。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） どのようなチェックをしてアクションをしたのかということ聞いたつもりですけれども、まずマイホーム取得資金支援事業、ヒマワリ植栽事業を挙げておられます。ほかにも婚活サポートなんかも削られましたよね。以前に太陽光の発電の補助金というものもあったように記憶しております。きょうは3月議会で、予算審議もあるので少し絞らせていただきますけれども、その前にこのところをきちんと説明するというか、ご理解いただけるというか、もしかしたら釈迦に説法になるのかもわかりませんが、行政運営の基本というものがございます。所得の再配分というものが大きな一つの行政運営、我々の仕事だと思えます。その中でも現金給付というのは国境を管理する国の

仕事であり、我々が求めるべきはサービスの追求、結局現金給付をしようとしたら、国境を管理してこれ以上人の出入りがないという形にせなったら、ここへ現金給付をたくさんしたら、よそから入ってきたら何の効果も出てきませんのでね。ある意味で基本だと思えます。

我々が求めるべきは、自治体のサービスの提供だと思っております。ただ、時として地方自治体が現金給付をする必要というものがある場合があるかと思えます。この場合はルールがございます。継続性、教育関係でうちとこのまちは医療費の無料化をしていますよ、3年でやめましたよというたら、その3年間の人は現金をもらった者は得するけれども、それ以外は不公平ですよ。全く一緒だと思うんですよ。マイホームの取得事業というのは、当初6,000千円あったんです。次の年に3,000千円になるんです。次にゼロなんです。6,000千のときに事業をした者は随分現金給付してもうけたな。何を言いたいかといいますと、現金給付を行う場合は継続というのが前提です。プランの中にこの継続というものを考えていないプランというのは、既にもうその時点でおかしいんです。

そして、町長はおっしゃいました。やめる理由は限定的と判断した。現金給付って限定的ですよ。最初からわかって、だから継続が上がったらだめなんでしょう。これはABCの話だと思えますよ。

そこで、質問に入りますけれども、マイホーム取得資金、婚活等は議案審議のときにしますけれども、ヒマワリ植栽事業の当初のプラン、この2つをおっしゃってくれましたんで、当初のプランはどんなだったんですか。PDCAサイクルを回して進むという前提ですから、当然、マイホーム取得資金の援助のときにはプランがあったんでしょう。どういうことを住民にサービスするというプランがあったんですか、そのプランをお示ください。

そして、先ほども地方創生の質問のときの話をさせてもらいましたけれども、お金を出すといういわゆる「D○」以外にも、職員がこんなことする、あんなことするという、この努力が欠けたらお金だけ出して何の成果もないことになりますよね。ソフト事業と言われるからソフトもついて回らなくてはいけないと思うんです。結局6,000千円のマイホーム取得資金を出してどんな行動をしたんか、行動もあつたらお示しいただきたい。その結果、私は最初から決まっていたはずやないかと申します、限定的と判断したのか、いわゆるチェックできたのか。アクション、要するに効果が限定的にはアクションですよ、ごめんなさい。さきに言ったように継続せんということは、これは失敗だったんですか。6,000千と3,000千をばいと捨てただけで失敗だったんですか。違うというのなら、きちんとこのところ説明してください。よろしくご答弁お願いします。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 田淵議員にお答えします。

マイホーム支援事業でございますけれども、議員おっしゃられるとおり確かに28年度

は6,000千、29年度3,000千を町単独費で計上しております。

マイホーム取得支援の実績でございますけれども、28年度の実績におきましては、町内の方の新築が8件、町外が新築2件でございます。計10件でございます。29年度の実績、2月末現在ですけれども、町内新築8件、町内中古住宅購入3件、町外の方が新築3件の計14件でございます。28年度につきましては、町単費6,000千のうち10件に対してですんで、単純に計算いたしまして1件当たり約600千円の補助、29年度につきましては、3,000千の予算のうち14件に補助いたしますと1件当たり210千円と、ここで3分の1程度に減ってしまうということもございます。

まず、マイホーム取得支援の当初のプランということもございますけれども、ここは当然美浜町で住んでもらう、できれば町外から来ていただく、それと町内在住であっても新しい家庭を持っていただくということが当初のプランであると考えております。一方、金額的などところに目を移しますと、やはり総合計の予算が下がっていきますと1件当たりに対しての補助が少なくなっているというのはございまして、30年度につきましては、また消費税の税率改正なんかもあり、駆け込み需要があることも予想されるということで、今年度予算では1件当たりの補助がかなり少なくなるのではないかとということで、今回、30年度につきましては予算計上を見送ったところでございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 議長が先ほど質問の方向性を変えなさい、確におっしゃるとおりでございます。方向性を変えます。今、課長が言ってくださったのは、6,000千、3,000千、これだけのことをインプットしたということですよ。それで、数字は覚えていませんけれども、何人かの方が助成金をいただいたと、アウトプットですよ。私が最初から質問しているのはアウトカムなんです。このアウトカムを生むためのプランはどうだったんですか。アウトカムを生むためのプランというのがあやふややったんじゃないんですか、思いつきだったんですか。

だから、一番最初の質問でも言ったでしょう。現金給付というのは継続していくということが条件やと、そうでなかったら住民の平等性というものが失われていく。直接お金を渡すけれども、何でも続けていくさか、住民みんなが同じように恩恵をこうむれるんです。ある意味でいえば、今課長が言ってくれたアウトプットやないけれども、いただいた者は得で、ことしから家を建てようとする人は随分と損ですよ。それで、今言ってくれましたように、町外から美浜町に建ててもらえるという効果というのはどれくらいあったんですか。ヒマワリのほうも聞いたかったんですけども、マイホーム取得、ここに固定するつもりはないんですけれども、これ以上2つも3つも言っても、当然話は前へ進まないんです。

質問2回目やな、もう一回あんのよな。じゃ、最後に言うておきます。この間、公共施設等総合管理計画というのをいただいたんです。この中にもPDCAサイクルを回しますと書いているの。ほんで、この間、第7期介護保険のところを高齢者保険福祉計画という

のをいただきました。その中に、全くどこかで見たと同じような行政改革の図面をそのままコピーペーストしたん違うかなという図式があるんです。ほかにもありますよね。PDCAサイクルを回す、PDCAサイクルを回すということは。

僕、もう3回目だというんで、答弁よりも言いたいことだけ言っておきます。PDCAサイクルというんは、議員の末席でいてる中で真剣に自分のことじゃなしに町の将来のことを思って、そんで、行政評価というものは絶対将来これからだんだん必要になる、高度経済成長でどんどん予算がふえてくるときはさほどそれは追求されませんでしたけれども、そう思いました。

視察へ行って、以前の前の副町長、上田さんが局長をしておられましたときにあるまちへ行って、そこの町長のお話を聞いて、出てきてから前の副町長に言ったことがあるんです。「上田さん、局長、悪いけど、わし自分の考えに自信持ったで」、やっぱり行政評価をいかにするかというのは、これからの町づくりに物すごく必要や、だから、どうも何度も何度も10回以上繰り返している。通じなくてもそんなに一遍に言うても無理なんやろうということで、手をかえ品をかえ何度も何度も言っているんです。でも、実際問題、これだけ計画にPDCAサイクルで回しますけれども、何も回っていないんじゃないですか。多分無理だと思います、もう。

長い間大切と思ってきて、生涯学習という質問も先ほどの話でしてきたつもりです。今の教育長が、一番生涯学習でする概念というものはきちっと持っておられると私は思っております。今までの教育長の中では一番しっかりしておられます。でもしっかりした教育長がどういう生涯学習を行政の中で展開するかということは、そもそも生涯学習を教育長が持ってくるというのはおかしいんですけれどもね。それはやっぱりこっちの目から見たら見えています。質問はしませんけれども、それと同じように行政評価というものは森下町長の下では無理かもわかりません。

ただ最後に、5分も出ておりますので、職員の方に1回、田渕がこんなことを言ったということを聞いておいてほしいと思います。野にあるアシという木があります。木とか草がございます。あの花言葉はおしゃべりというんだそうでございます。音楽というような花言葉もあるそうでございますけれども、何でアシがおしゃべりという花言葉がついたかという話でございます。ギリシャ神話に王様の耳はロバの耳という話がございますよね。王様は自分の耳がロバの耳だということを知られたくないために、ひそかにお城に散髪屋さんを呼んだ。理髪業の人を呼んだ。ほんで、洗髪してもらって、これは絶対言うなよ、そう忠告したんです。その散髪屋さんが帰って、王様の耳はロバの耳と言いとうて言いとうてたまらなんだ。説はいろいろあるそうですが、森の中へ行って穴を掘ったとか、河原へ行って穴を掘ったとか、そこからアシが生えてきたとかいろいろあるんですけれども、私が聞いた話は、野原へ行ってアシ原へ行って穴を掘って、王様の耳はロバの耳と言いとうてたまらんで言うて、穴を掘って埋めたんだそうです。ほんなら、風が吹くたびにアシが王様の耳はロバの耳と、どことなしに声が出てきたんだそうでございます。それ

で、説によると、その散髪屋さんは殺されたという話もあるし、いや、これは隠すべきでないやという王様が自覚した途端に耳が治ったとか、説がいろいろあるんだそうでございます。

でも、何をこの話から言いたいのかと申しますと、我々議員も職員の人も、住民の方に穴を掘って埋められるということが一番怖いんですよ。大切にせないかんのですよ。お医者さんとか弁護士の方がおられると思います。何か体が悪かったら、お医者さんに一遍相談してみよと、何か法律的に困ったことがあったら弁護士やから聞いてみよと、それと同じように議員も職員も地方行政に携わっているんやから、何かあったら聞こう、そう思っていたきたいんです。でも公務員って結構なもんやな、議員って結構なもんやな、結局、うちとはございませんけれども、政務調査費をごまかして使うような議員がいてるんで、どこかで穴掘って埋められているんですよ。それがアシが公務員結構なもんや、議員結構なもんやと出てくるんですよ。

そのために、私は当初から、行政評価というものは次の時代にとっても大切なことやし、本当に大切なことだと思って真剣に取り組んできました。でも十何回やってこれが結論なら、多分森下町長のもとでは行政評価は無理でしょう。求めていることをゼロにするんじゃないしに、今の時代が求められている行政評価は多分無理でしょう。この穴を掘って埋められるという話、これを最後にして、私は行政評価の質問は以後いたしません。場面、場面で聞くことはあっても一般質問として取り上げることはやめます。多分無理だと思います。何か言葉があればおっしゃってください。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

いろんな形でご提言ありがとうございました。森下町長のところでは行政評価は無理であらうというような形でお話もお言葉も聞きました。そうならないようにPDCAを回しながらということで、私、そして職員一丸となって、今後もそうなんでございますが、頑張っている所存でございますので、今後ともそうなんですけれども、もうしないというんじゃないで、またいろんな形でご提言ということでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（高野正君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後三時四〇分散会

再開は、あす14日午前9時です。

お疲れさまでした。